

新中国初期の学校における思想政治教育の考察

白土, 悟
九州大学留学生センター : 准教授

<https://doi.org/10.15017/7384459>

出版情報 : 国際教育文化研究. 13, pp.15-61, 2013-07-26. Comparative and International Education,
Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



新中国初期の学校における思想政治教育の考察

白土 悟

序章 研究概要

第1節 研究目的

中国共産党と新中国政府は政権を樹立するや、政治、経済、教育など多方面における制度的基盤を新しく確立しなければならなかった。特に、政治制度の基盤を確立するための中心的課題として、これから建設しようとする社会主義の理念を全国民に提示する必要があった。中国共産党員の中にさえ社会主義革命を深く理解していないものが大勢いたからである。そこで中国共産党と新中国政府は、党員・軍人・大衆（労働者、農民、知識分子と青少年）からなる全国民が、社会主義の敵対者と社会主義の擁護者を正確に弁別できるよう、社会主義について広く宣伝し、その認識を高める事業を行った。

ここでは青少年に対する宣伝教育工作を取り上げるが、青少年こそは社会主義建設の継承者であるがゆえに、社会主義理念を教育する必要性は他に比べても切実であったと思われる。学校教育においては他の何よりも重視すべき課題であっただろう。これは中国共産党の「思想工作」ないしは「思想政治教育」と称されている。本論の目的は、新中国初期、即ち 1949 年 10 月の建国から 1956 年 9 月の中国共産党第 8 回全国代表大会にて「社会主義改造」の基本的完了が宣言されるまでの、学校における「思想工作」ないしは「思想政治教育」を考察することである。ここには小中高校を取り上げるが、高等教育機関については別に譲ることにしたい。

第2節 「思想工作」と「思想政治教育」の語義の検討

今、「思想工作」ないしは「思想政治教育」と述べたが、この二つの中国語には様々な類似語がある。例えば、「思想工作」、「政治思想工作」、「思想政治教育工作」、また「思想教育」、「政治思想教育」、「政治教育」等々である。それらは公式文献や研究文献において混在しているが、果たしてどのような概念なのか。同一の概念なのか、あるいは異なる概念なのか。まず

「思想政治工作」の語義を、甚だ簡便な方法ではあるが、中国で出版された専門的辞典を参照して確認することにした。

(1) 『新編思想政治工作辞典』(中国経済出版社、1987年)

この辞典は改革開放後、比較的早期に刊行された思想政治工作に関する専門的辞典である。「思想政治工作」の項目には、「又は『思想工作』、『政治思想工作』と称す。思想政治工作の理論と実践の両方面を包括するが、特に実践に重点を置く。政治工作の重要な構成部分であり、党の政治任務を実現するために行う思想工作であり、また中国共産党の大衆宣伝、大衆動員、大衆教育、大衆組織化の強力な武器である。思想政治工作は人を対象とし、人の思想・観点・立場を対象とする工作であり、一つの独立した科学工作である。それはマルクス主義或いは共産主義の思想体系を指針として、思想教育を実行して、ブルジョア階級思想や封建主義思想の腐蝕や影響に反対することを強調する。それは我国社会主義の各工作が勝利を得るための有力は保証であり、党固有の鮮明な本質的性格(党性)と実践性を有する」とある。⁽¹⁾

すなわち、「思想政治工作」は「思想工作」、「政治思想工作」と同義であり、また「政治工作」の重要な構成部分であるという。「政治工作」の項目を見ると、「党の綱領と任務を実現するために行う工作を指す。思想工作、組織工作、幹部工作、宣伝工作、大衆工作、防衛工作(保衛工作)等を包括する。その任務は党の基本任務と当面の具体的任務によって規定され、異なる時期には異なる内容をもつ」と記されている。つまり、「思想政治工作」とは、中国共産党が党内外の人々の思想・観点・立場を対象として行う「政治工作」の意味である。

また、この解説の中で「思想教育」の語が使用されている。思想政治工作は思想教育という方法を主として用いることが分かる。だが、この辞典には項目として、「思想教育」、「思想政治教育工作」、「政治思想教育」、「政治教育」、「思想政治教育」など「教育」の付いた言葉は記載されていない。

(2) 王一秀主編『中国教育行政管理大詞典』(光明日報出版社、1991年)

これは教育行政に関する事典である。「思想政治工作」の項目には、「人の政治思想と行為の活動規律を研究し、人々が世界を認識し世界を改造する能力を高める科学である。それは人の思想を対象にして、特定の目的、任務、内容、規律、原則、方法および専門的な人員と機構を有する独立した学科である。その理論的基礎は、弁証法的唯物論、史的唯物論およびマルクス主義の建党学説、教育学、心理学、マルクス主義倫理学等である。・・・思想政治工作を大いに強化することは、社会主義精神文明を建設する重要な保証である」と記す。つまり、思想政治工作是独立した科学研究であるという。

ところで、この事典には「思想政治教育の任務」という項目があり、次のように記している。「その基本的任務は学生全体を愛国的で、社会公德と文明的習慣を有し、法律を遵守する立派な国民(好公民)に育てることである。これを基礎として、彼らを指導し科学的人生観と世界観を逐次確立させる。また絶えず社会主義の思想覚悟を高めることによって、彼らの中の優秀分子を将来確固とした共産主義者に育てることができる」と。

換言すれば、「思想政治教育」は「学生全体」を対象とする。中国語の「学生」は小学生・中学生・高校生・大学生・大学院生の総称であるので、「思想政治教育」は小学校、中学校・高校、大学・大学院など学校の中で教科や教科外活動を通じて行われる教育実践の一つを指し、優秀な学生を共産主義者に、つまり中国共産党の後継者に育てることを目的とする。

また続けて、「思想政治教育」の基本的内容について、「(1)愛国主義教育、(2)集体主義教育、(3)社会主義民主と遵法教育、(4)労働教育、(5)道徳教育である。学生に良好な心理的品性（心理品質）を培い、日常の行動規範を牢記させ、文明的行動規範を培う。学生の道徳的情操（道徳情操）と心理的品性（心理品質）に対して、総合的な育成と訓練を行い、学生に誠実正直、謙虚寛厚、勇敢堅毅、惜時守信、開拓進取等の良好な品性（品質）を具えさせる。生理・心理衛生教育と結びつけて、適時に青春期の道徳教育を行う」と記す。⁽²⁾

すなわち、この事典によれば、「思想工作」というマルクス主義等を理論的基礎とする科学研究を行い、その成果を用いて学校で「思想政治教育」を行い、全国民のマルクス主義的人生観・世界観を確立し、その中から優秀な学生が次世代の共産主義者に育つようにするのである。表1に示すように、「思想工作」は科学研究であり、「思想政治教育」は学校教育の中の実践を指すという。

表 1. 思想工作と思想政治教育の意味

	目的	実践
思想工作	人々の世界認識・世界改造の能力を高める	マルクス主義・教育学・心理学の研究
思想政治教育	1. 愛国的で法律を遵守する国民の育成 2. 科学的人生観・世界観の確立 3. 優秀な学生を共産主義者に育成する	愛国主義教育 集体主義教育 社会主義民主と遵法教育 労働教育 道徳教育

出所) 王一秀主編『中国教育行政管理大詞典』(光明日報出版社、1991 年) の記述より筆者作成

(3) 王瑞璞主編『新時期思想工作理論と実践大典』(国家行政学院出版社、2000 年)

これは比較的新しく、系統立てて編集された大部の事典である。第 3 章「思想工作の定義及びその由来」には次のように説明する。「又は『思想工作』、『政治思想工作』と称す。人の政治思想と行為の活動規律を研究し、人々が世界を認識し世界を改造する能力を高める科学である。また政治工作の重要な構成部分であり、中国共産党の大衆宣伝、大衆動員、大衆教育の強力な武器である。思想工作の主要な内容は、社会主義と共産主義の思想体系を宣伝することであり、主要な任務は人々の政治的態度を導き、人々の各種の思想問題を解決することであり、その根本的目的は人民大衆の能動性（主動性）、積極性、創造性を十分に引き出して、党の政治任務の完成や奮闘目標の実現を保証することである。思想工作は党と国家の各工作の中で重要な位置と作用を有する」という。先に見た『新編思想工作辞典』(中国経済出版

社、1987年）の定義とほぼ同じである。⁽³⁾

また、これは「思想工作」概念の由来について、次のように解説している。

『政治工作』『思想工作』『政治教育工作』、これらの概念はレーニンやスターリンが最初に提起した。早くも1903年前後、レーニンがボルシェビキ党を創立した時、更に進んで『政治工作』『政治教育工作』等の概念を明確に提出した。・・・『政治工作』は主に党の政治綱領と戦略的策略のために党内外の大衆を動員し、教育し、組織する工作を指す。・・・『政治思想工作』と『思想工作』の両概念が明確に使用されたのは、スターリンの1934年ソ連共産党第17回代表大会の総括報告の中においてであった。彼は党の政治思想工作が主に以下の6つの方面を含むと考えていた。第一に全党の理論水準を高める工作、第二に党の一切の重要な節目で思想を強化する工作、第三に党の隊伍の中でレーニン主義を強化する宣伝工作、第四に党組織と非党員の積極分子に対して国際主義精神の教育を実施する工作、第五にマルクス・レーニン主義から離れる傾向を批判する工作、第六にレーニン主義を敵視する思想体系を絶えず暴き出す工作である。このことから、スターリンが政治思想工作に含めた6項目の内容規定が正確だったことが分かる。中国共産党はマルクス・レーニン主義に指導され、ボルシェビキ党を手本として設立されたものである。我々の党は誕生後、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの提出した上述の概念をずっと規定どおりに使用してきた。1951年、劉少奇同志が建国後、初めて開催された第1回全国宣伝工作会議で「思想工作」の概念を明確に提出した。それ以後では、毛沢東同志が『人民内部の矛盾を正確に処理する問題について』の中で、この概念をはっきりさせて使用している。第11期中央委員会第3回総会（中共11届3中全会）以後、我々の党は『思想工作』と『思想政治教育』の両概念を基本的に採用している」という。⁽⁴⁾

また、「思想工作」の根本的目的と主要な任務とは、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論を用いて広大な党員、幹部、大衆を教育して、プロレタリア階級の共産主義思想体系を当階級の成員や社会成員の思想・観点に取って代わらせ、人々の世界を認識し改造する能力を高め、彼らが正確な人生観・世界観を確立するのを助けることである。また党の路線・方針・政策を用いて党員、幹部、大衆を教育して、彼らに党の奮闘目標と人民大衆の実際の利益との関係をはっきり認識させ、党の路線・方針・政策を実行するという自覚を高め、党の意志を党内外の広大な幹部・大衆の自覚的な意志と実際の行動に変え、長期的目標と現実の目標を実現するために努力奮闘することである」という。すなわち、「思想工作」は広大な党員、幹部、大衆に対する思想教育を指す。⁽⁵⁾

このように考えると、中国における「思想教育」とは、中国共産党による「思想工作」に他ならない。中国共産党による「思想工作」は、党の「思想」（綱領、路線、方針、政策など）を党員・幹部・大衆に広く教育することである。そして、先の3事典で見たように、中国共産党公認の「思想工作」と「思想政治教育」の両概念の関係を考えると、一方で「思想工作」が家庭、学校、地域、職場などあらゆる場所で党員・幹部・大衆（学生も含む）を対象に行われる諸種の活動を指すのに対して、「思想政治教育」は学校の中で「学生」対象に行われる教育活動を指す。この場合、「思想工作」は「思想政治教育」を包摂する概念である。しかし、同時に次のように使用される場合がある。例えば、「党員に対する思想政治教育」とい

う場合は、「思想政治教育」の語は「思想工作」と同義である。このような例が頻繁に見られる。まとめれば、この両概念は同一概念であり、学校においては「思想政治教育」を使用する傾向があると言えよう。

第3節 思想政治教育の実施体制

1. 中央宣伝部と文化教育委員会の業務分担

1949年12月5日、中共中央は「中央人民政府成立後の党の文化教育工作の問題に関する指示」（關於中央人民政府成立后党的文化教育工作問題的指示）を發布。文教事業における中国共産党と中央政府の業務分担を規定したものである。文教事業に関する最初の指示である。以下、全訳である。

《中央政府の成立以前、党の中央宣伝部が實際上、中央政府の文教機関を暫時代替し、国家の文化教育工作进行を管理せざるを得なかった。工作の実行に便利のように、中央宣伝部の指導の下、この1年、中央広播事業管理处、中央出版委員会、中央映画管理局（中央電影管理局）などの機構を組織した。過去の、中央政府が未だ成立してない状況下では、こうすることが全く必要であった。

現在、中央政府は既に成立し、全国の文化教育事務を管理する中央人民政府政務院文化教育委員会とそれに所属する各部・院・署もまた相次いで成立した。もともと中央宣伝部所属だった新華通訊社は既に国家通訊社と改まり、また広報事業管理处は広報事業局と改まって、等しく新聞総署に属する。中央宣伝部所属だった映画管理局は既に映画局（電影局）となって、文化部に属する。出版総署の下に出版局が成立し、中央宣伝部所属だった出版委員会とその地方組織は既に解消した。新華書店は国家の書店と改まって、出版総署の指導を受けている。上記組織が既に政府所属になったほか、全国の文化教育の行政工作は今後等しく中央政府文教部門を経由して管理されなければならない。各地区の文化教育行政関連の工作は、今後等しく各地政府および軍管轄の文教機関（その組織運営方針は最近やっと政務院を通過したばかりである）を経由して、中央政府文化教育委員会或いは適当な部門に対して報告を行い、指示を請わねばならない。こうすることが必要な理由は、中央政府文化教育委員会とその所属部門に、党（政府党組を通して）の指導と党外人士の参与の下で、全国の文化教育行政を管理する任務を負わせるためである。それによって、党中央宣伝部と各級宣伝部が行政事務から脱して、党内外の思想闘争、党の「宣伝鼓動工作」の指導や党の文化教育政策の制定に集中できるようにする。而してこの方面の工作は中央宣伝部と各級宣伝部が長期間にわたって、ほとんど実行できずにいるので、強化する必要のある事である。

文化教育方面の重大問題については、各地区は1948年1月7日の中央委員会「報告制度確立の指示」（關於建立報告制度的指示）、1948年3月25日の中央委員会「報告制度確

立の補充指示」(關於建立報告制度的補充指示)、1948年6月5日の中央委員会「宣伝工作中の請示及び報告制度の決定」(關於宣伝工作中請示与報告制度的決定)、及び1948年9月に中央政治局で通過した「各中央局、分局、軍区、軍委員会とその支部委員会および前委員会が中央委員会に指示を請い報告する制度に関する決議」(關於各中央局、分局、軍区、軍委分委及前委員会向中央請示報告制度的決議)などの文書の規定に照らし、党の系統を通して、中央委員会に報告し指示を請わねばならない。》

(中共中央「關於中央人民政府成立后党的文化教育工作問題的指示」)

要するに、中央政府が成立したことにより、それまで中央宣伝部(中国共産党の下部組織)が管轄していた文教行政事務は中央政府政務院の文化教育委員会が管轄することになった。つまり、学校の思想政治教育は中央政府政務院の文化教育委員会が管轄するのである。他方、中央宣伝部は、①党内外の思想闘争、②党の宣伝工作、③党の文化教育政策の制定に専念することになった。中央宣伝部は党の思想政治工作のほとんどを管轄する部署とされたのである。

2. 中央宣伝部における宣伝教育体制の構築

全国的に社会主義的基本体制の構築が実施される中で、中国共産党の政策や社会主義思想を理解させ、常識として定着させるための宣伝教育が重視されるようになった。1951年2月25日、中共中央は「各級の宣伝機構を健全化し、党の宣伝教育工作を強化することに関する指示」(關於健全各級宣伝機構和党的宣伝教育工作的指示)を各中央局・各分局・各省市区の党委員会宛に発布し、党の宣伝教育と思想教育の工作範囲が狭く、各地の宣伝部職員も十分な人数が配置されていない現状を、ここ1~2年以内に大幅に改善すべきであると指示した。

なお、各中央局・分局について説明しておこう。1949年から54年まで全国を6つに分ける大行政区制度が取られていた。大行政区は6軍区に相当し、軍によって統治されていた。すなわち、①東北区：東北人民政府の管轄(旧満洲全域)、②華北区：中央政府の直轄(華北4省)、③西北区：西北軍政委員会の管轄(西北5省)、④華東区：華東軍政委員会の管轄(華東6省)、⑤中南区：中南軍政委員会の管轄(中南6省)、⑥西南区：西南軍政委員会の管轄(西南4省)である。この6大行政区に対応させて、それぞれに党中央局(東北局、華北局、華東局、中南局、西南局、西北局)が設置された。但し、直轄市と内蒙古自治区、綏遠地区は別の管轄であった。⁽⁶⁾

さて、以下は「指示」が職務範囲別に為すべき事柄を列挙している箇所である。

《(一) 大衆宣伝の方面では、党の宣伝員・報告員を組織化しその工作进行を指導する。各級の青年団、労働組合(工会)、農民協会、中ソ友好協会、反侵略委員会、婦女団体、学生団体、合作社及びその他の大衆団体の中での宣伝扇動工作(宣伝鼓動工作)を指導する。党内と社会各階級の、国内外の時事や党の政策に対する反応を研究し、反革命に対する宣伝的闘争を指導する。時事政策の宣伝や生産の宣伝に関連する全国的・地方的出版物やその他の宣

伝材料を組織的に編集し査定する。(二) 理論教育の方面では、マルクス・レーニン主義—毛沢東思想の宣伝（愛国主義の宣伝を含む）を指導或いは拡充し、反マルクス主義思想に対する批判を指導或いは拡充する。各級の在職幹部（党員や自由意志で参加した非党員を含む）の政治と理論の学習を指導する。各級の党校の党訓練班の訓練計画と課程教材を審査し指導する。党内外の理論工作人員の活動を組織化する。政治理論教育の教科書やその他読本の審査編纂を管理する。(三) 文化芸術の方面では、文化芸術に関する党の政策や地方の方針を定め、かつその実施を監督する。文学芸術の創作と批評を指導する。作家や芸術家の各級の組織を指導する。映画、劇の演目やその他の全国的或いは地方的な重要芸術作品を審査する。図書館、展覧会、民衆教育館（民教館）、文化宮、倶楽部など大衆文化活動を研究し指導して、労働者やその他の労働人民の文化芸術生活を研究して改善することに注意を払う。(四) 学校教育の方面では、高等教育と国民教育に関する党の政策や地方の方針を定め、その実施を監督する。学校における政治的課程（政治常識、歴史、地理、国文などを含む）の教材や教学を審査指導し、またその他の課程における政治思想の内容を審査する。労働者やその他の労働人民や工農幹部の教育状況を研究して改善することに注意を払う。(五) 新聞・雑誌や放送の方面では、新聞・雑誌と放送の事業に関する党の政策や地方の方針を定め、その実施を監督する。同級の党紙・通信社組織や放送局の事業については指導或いは共同指導する。下級の党紙や通信社組織や放送局の事業については検査或いは指導する。(六) 書籍出版の方面では、書籍出版と発行に関する党の政策や地方の方針を定め、その実施を監督する。各種出版物の内容を検査する。公営・私営の出版機関や発行機関の全国的・地方的事業計画を指導する。書評工作进行を指導する。(七) 幹部の管理に方面では、各級の組織部と一緒に、宣伝と文化教育工作中に携わる幹部の任用と選考を共同管理する。》⁽⁷⁾

（中共中央「關於健全各級宣傳機構和党的宣傳教育工作的指示」）

こうして中国共産党の指導思想であるマルクス・レーニン主義と毛沢東思想及び当面の主張について、国内はもとより国際社会に向けて宣伝工作を実施する機構が築かれることになった。すなわち、中央宣伝部の中に、上記の各工作を行う掛として、「宣伝処」、「理論教育処」、「文化芸術処」、「学校処」、「報紙と広播処」、「書刊出版処」、「幹部管理处」を設置した。また更に「国際宣伝処」を設置して、国際的な宣伝工作を担当させることになったのである。

3. 理論教育のカリキュラムの制定

この指示を受けて、1951年3月20日、中共中央は「理論教育を強化することに関する決定の通知」（關於加強理論教育的決定的通知）を同じく上記宛に発布した。党内における理論教育の強化を指示したものである。党員は政府機関や軍部において要職を占める可能性が高く、そうでなくとも社会主義建設において指導的役割を果たすべき存在である。全国に党組織を設立して政権を確固たるものにしなければならない当時の状況では、党員に対する社会主義思想の宣伝教育こそが急務であったと思われる。以下、理論学習において党員の理解力を3等級に分

けるよう述べている箇所の訳である。

《第1級は政治常識、即ち中華人民共和国に関する常識と中国共産党に関する常識を学習する。この種の常識の教材は、労働人民の実際の生活から出発することを重視し、党や人民政府の基本政策及び共産主義の基本理論を簡単明瞭に解釈し、学習者が基本的な政治的観点と政治的立場を修得するのを助けなければならない。学習期間は1年とし、必要に応じて伸縮してもよい。全ての新党員と小学校の文化程度しかない党員で未だこの種の学習を行ったことがない場合は、例外なく皆、この種の学習を行わなければならない。政治常識の学習は支部の学習グループで行ってもよいし、新党員の訓練班において行ってもよい。また機関の业余学校や都市の夜間学校で行ってもよい。小学校の文化程度しかない党員はできるだけ文化補習学校に入って文化を学習し、かつ政治常識の学習を文化学習の一部分としなければならない。

第2級は、理論常識、即ち社会発展史に関する常識（史的唯物論と政治経済学を含む）、中国共産党の歴史と毛沢東の平生の事跡、またマルクス、エンゲルス、スターリンの平生に関する常識を学習する。この種の常識の教材は、歴史的叙述を利用してマルクス主義—毛沢東思想の主要内容を講義することを重視し、学習者が科学的・歴史的観点から現実を認識し、かつマルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの理論的著作や毛沢東の理論的著作を学習するために準備するのを助けなければならない。学習期間は3年とし、必要に応じて伸縮してもよい。政治常識を学んだことがあり、また中高校の文化程度を有する党員は皆、この種の学習を行わなければならない。理論常識の学習は支部の学習グループで行ってもよいし、党校や都市の夜間党校で行ってもよいし、自習の方法で行ってもよい。理論常識を学び終わった後にマルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンと毛沢東の原著を学習する準備のために、文化程度が高校卒業には及ばない党員は適当な方法（工農速成中学に参加するなど）で、文化を補習しなければならず、特に歴史、地理と自然科学の常識を補習しなければならない。

第3級は、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの理論的著作や毛沢東の理論的著作を学習する。理論常識を学んだことがあり、大学の文化程度を有する党員はこれら原著及びこの種の研究には必ず読まなければならないその他の著作を終身努力して研究しなければならず、絶えず努力してこの種の学習からマルクス・レーニン主義—毛沢東思想の実質的精神を会得し、中国人民の事業の中の各種の実際問題を正確に解決することに役立てなければならない。マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンや毛沢東の原著を学習するには、指導を受けながら自習するのを主要な方法とし、高級党校の講義をうけるのを重要な補助的方法としなければならない。》

（中共中央は「關於加強理論教育的決定的通知」）

また、党組織は党員の学習内容と条件を合わせて、青年団員の理論学習を指導すること、及び工場や政府機関や学校で、党員以外で学習に積極的な意欲を持つ者を大量に理論学習に参加

させるよう指示している。そのうえ、理論学習が順序よく進むために学年制度と試験制度を実施しなければならないとしている。この学習順序は学校教育課程における政治思想教科の原型となったのではないかと思われる。

第4節 中国共産党の思想政治教育史の時期区分

中国共産党の思想政治教育の時期区分を検討するにあたって、まず中国共産党が中国革命と社会主義建設の発展をどのように時期区分しているかを見ておきたい。思想政治教育はその発展段階と密接に関係しているからである。

邵維正主編『中国共産党 80 年・大事聚焦』（解放軍出版社、2001 年）は、1921 年の党結成から 2000 年までの 80 年間ににおける中国革命と社会主義建設の歴史を分析したものである。これによれば、中国共産党の発展は、表 2 のように、3 段階・10 時期に区分される。

また、この 80 年間に歴史的に重要な「2 回の飛躍」（兩次飛躍）があったとする。ひとつは、マルクス・レーニン主義の普遍的原理を中国革命の具体的実情と結びつけて、毛沢東思想を形成したこと。もうひとつは、マルクス・レーニン主義の普遍的原理を中国の特色ある社会主義建設の具体的実情と結びつけて、鄧小平理論を形成したことである。換言すれば、毛沢東思想と鄧小平理論は、マルクス・レーニン主義の普遍的原理を中国の実際情況の適用できるように改変したものである。

では、思想政治教育に関する文献はどのように時期区分しているのか。詳細は略すが、公的文献として、国家教育委員会思想政治工作司編『思想政治教育方法論』（高等教育出版社、1992 年）や国家教育委員会思想政治工作司編『党的思想政治教育史』（高等教育出版社、1993 年）、また研究文献として、国家教育委員会思想政治工作司編『党的思想政治教育史』（高等教育出版社、1993 年）や王樹萌・王炎『新中国思想政治教育史綱（1949－2009）』（人民出版社、2010 年）などがあるが、いずれも中国共産党の＜中国革命と社会主義建設の発展段階＞と＜思想政治教育の発展段階＞とは同じ時期区分としている。今のところ、この時期区分に対して、中国では異論がないようである。

これから言えば、本論は「社会主義改造の基本的完成期」の思想政治教育を対象とする。

表 2. 中国共産党による中国革命と社会主義建設の発展段階説

	年月日	段階	時期	
1	1921～49	新民主主義革命	1	党の創建時期（1919.5～23.2）
			2	国共合作の大革命時期（1923.2～27.7）
			3	土地革命時期（1927.7～37.7）
			4	抗日戦争時期（1937.7～45.8）
			5	解放戦争時期（1945.8～49.10）

2	1949～76	社会主義制度確立 と全面建設の探索 開始	6	社会主義改造の基本的完成時期（1949.10～56.9）
			7	社会主義の全面的建設開始時期（1956.9～66.5）
			8	文化大革命の時期（1966.5～76.10）
3	1976～現在	改革開放と 中国の特色ある 社会主義の建設	9	社会主義現代化建設の開始時期（1976.10～92.2）
			10	中国の特色ある社会主義建設を加速する時期 （1992.2～現在）

出所）邵維正主編『中国共産党 80 年・大事聚焦』解放軍出版社、2001 年、4－17 頁より筆者作成

第 1 章 学校制度の改革

1951 年 8 月 10 日、中央人民政府政務院第 97 次政務会議において、「学制改革に関する決定」（関于改革学制的決定）が通過し、10 月 1 日に政務院命令として発布、学校制度がスタートした。

新学制の狙いは旧学制の短所と思われる点を改革することである。短所と思われる点は、①労働者・農民の幹部学校や各種補習学校・訓練班などが学校教育として認められていないこと、②小学校の修学年限が四・二制で初級小学と高級小学に分断されているため、大勢の労働者・農民の子女は初等教育を完全に修了できないこと、③技術学校にきちんとした制度がないので、初級・中級の技術者を十分に育成できないこと、などである。新学制は旧学制の短所を補うべく、次のように規定された。以下、要約である。⁽⁸⁾

（1）幼児教育

幼稚園を実施し、満 3 歳から満 7 歳までを入園させる。

（2）初等教育

①小学校：修業年限を 5 年一貫制とする。それまでの初級小学（4 年制）と高級小学（2 年制）という旧制度を廃止する。小学校卒業後は普通中学校や他の中等学校を受験できる。進学できない者は、小学校に設ける補習班や專業訓練班で教育し、中等学校を受験して編入できるようにする。

②青年と成人のための初等学校

これには 3 種類ある。

第一に、「工農速成初等学校」（2～3 年制）で、工農幹部と就学機会のなかった労働者に小学校程度の教育を行う。卒業後は受験して「工農速成中学」や他の中等学校に進学する。

第二に、「業余初等学校」（年限未定）で、工農労働者や青年・成人に小学校程度の業余教育を行う。卒業後は受験して「業余中学」や他の中等学校に進学する。

第三に、「識字学校」（冬期学習、識字クラス）で、文盲のために開設する。

（3）中等教育

- ①「中学」：初級中学（3年制）と高級中学（3年制）に分かれる。これらは日本の中学校と高校に相当する。それぞれ独立して設置され、一貫制ではない。初級中学の卒業生は高級中学や他の中等專業学校を受験できる。高級中学の卒業生は各種の高等教育機関を受験できる。中学あるいは高校卒業後に進学しない者は政府が就職を指導する。
- ②「工農速成中学」（3～4年制）：革命闘争や生産に従事して、小学校程度の教育年限に達している工農幹部や産業労働者を受け入れる。卒業後は各種の高等教育機関を受験できる。
- ③「業余中学」：業余初級中学（3～4年制）と業余高級中学（3～4年制）に分かれる。それぞれは独立して設置する。入学年齢は規定しない。業余初級中学の卒業生は、高級中学・業余高級中学あるいは同程度の中等專業学校を受験できる。また業余高級中学の卒業生は各種の高等教育機関を受験できる。
- ④中等專業学校：各種の中等職業学校であるが、大別して3種類である。

第一に、技工学校（2～4年制）には、工業、農業、交通、運輸などの専攻がある。第二に、師範学校（3年制）、初級師範学校（3～4年制）、幼児師範学校（3年制）など、師範系がある。師範学校と幼児師範学校は、初級中学の卒業生やそれと同等の学力を有する者を受け入れる。初級師範学校は小学校の卒業生やそれと同等の学力を有する者を受け入れる。この3種の学校の卒業生は、小学校や幼稚園で規定の年限、奉仕する。規定の年限を終了すれば、それぞれ師範学院やその他の高等教育機関あるいは高校、師範学校などを受験できる。

第三に、医薬その他の中等專業学校がある。貿易、銀行、芸術、合作などの専攻で学習する。

（4）高等教育

高等教育機関は3種類ある。そのうち大学と「専門学院」は、一般に修業年限は3～5年である。但し、師範学院は4年である。大学と「専門学院」には、「研究部」（2年以上）を設置し、大学教員や科学研究員を養成する。また加えて、専科学校（2～3年制）がある。

これら3種の高等教育機関には、「専修科」（1～2年制）を附設する。また、「先修科」や「補習班」を附設し、工農幹部や少数民族学生や華僑子女などを入学させる。なお、高等教育機関の卒業生は政府が「分配」（職場配属）する。

（5）その他

- ①各レベルの人民政府は政治学習や業務学習の需要に応じて、各種の補習学校や通信学校（函授学校）を設立する。
- ②各レベルの人民政府は聾啞・盲目などのための特殊学校を設立する。
- ③各レベルの人民政府は生理上に欠陥のある児童、青年、成人に対して教育を与える。

新学制は、1952 年秋学期の新入生から開始し、57 年までに完備されることになった。その後も改革はなされるが、学制の基本方針は以後大きく変わることはなかった。

第 2 章 学校指導体制と教育課程の変革

中国共産党と新中国政府は当然、全国の学校教育を完全に掌握する必要があった。国民党から教育主権を奪取し、現有の全国の学校を接收し、旧教育管理制度を廃止して社会主義的教育制度を確立しなければならない。かくして具体的には次のような改革が行われた。第一に中国共産党による学校指導体制の確立、第二に私立学校の公立化、第三に社会主義思想を教える教科の開設である。以下、順に考察することにした。

第 1 節 中国共産党による学校指導体制の確立

中国共産党の全国的組織は 2012 年現在、中央組織、地方組織、基層組織の 3 つのレベルに分けられる。⁽⁹⁾

第一に、党の中央組織とは、党の全国代表大会とそこで選任される中央委員会と中央紀律検査委員会、及び中央委員会全体会議で選任される中央政治局とその常務委員会、中央政治局常務委員会が指名し中央委員会全体会議で承認される中央書記処、更に中央委員会の決定する中央軍事委員会を指す。

第二に、党の地方組織とは、省・自治区・直轄市から市・自治州及び県・自治県等々まで、各級の地方行政区に置かれた党代表大会と党委員会を指す。

第三に、党の基層組織とは、企業、工場、商店、学校、科学研究機関、農場および街道・郷・鎮の行政機関、人民解放軍の連隊やその他の諸々の「基層単位」に設置された「基層委員会」、「総支部委員会」、「支部委員会」を指す。正式の党員が 3 人以上いれば、党の基層組織を作らなければならない。これらは最も基本的な党組織である。しばしば、党の「細胞」或いは党と大衆を連結する架け橋とされ、大衆に対する団結教育と現代化建設を進める「戦闘堡壘」と表現されている。

さて、新中国成立初期に話を戻すと、学校における党組織は甚だ少なかつたに違いない。その後の党組織の拡大状況ははっきりとは把握できないが、学校の教職員の中の党員によって党支部の設置が徐々に進められたものと推測される。同時に、党員及び党員外の教員や学生に対する思想政治教育を現場で実施し、また監督する任務を負うべき機構として学校の管理運営に関与する党委員会が設置されていたと思われる。党委員会は教職員組合や共青团、少年先鋒隊などを指導監督し、その活動を通して思想政治教育を推進した機関である。まず、その学校の管理運営への関与体制について概観したい。

1. 小中高校における党の指導体制

新中国初期、ほとんどの小中高校では「校務委員会制」を採用した。校務委員会が学校の最高指導機関として、業務全般について最終決定権を有する体制である。校務委員会は共産党に賛同する教職員の代表によって構成された。しかし、校務委員会制には各業務に関して特定の責任者が明確でないことによって生じる弊害が目立ち始めた。

1952年3月、教育部は「中学暫行規定（草案）」と「小学暫行規定（草案）」を發布、これによって校務委員会制が廃止され、「校長責任制」が採用された。「校長責任制」では、校長1人が学校の教育と行政の責任者であり、学校の業務全般を指導し、最終決定権を有する。校長は人民政府から派遣され、人民政府に対して責任を負うものであり、国家の教育方針を貫徹させる点では効率がよかったが、校長の独断専行による弊害や、それを監督する体制がないという欠点を抱えていた。⁽¹⁰⁾

因みに、その後の経過を述べると、約6年半後、1958年6月、中共中央による教育工作会议の席上、党副主席・劉少奇は、労働者階級の階級観点、労働観点、唯物主義観点（唯物観点）と弁証法的観点（弁証観点）、集体主義的観点（集体観点）を教育すべきだと述べた。これは「四つの観点教育」（四个観点教育）と呼ばれている。これを受けて、9月19日、中共中央・国務院は「教育工作に関する指示」（關於教育工作的指示）を發布した（以下、「58年教育工作指示」と略す）。それは思想教育について次のように述べている。「一切の学校において、必ずマルクス主義の政治教育と思想教育を実施し、教師と学生の労働者階級の階級観点（ブルジョア階級との闘争）、大衆観点と集体主義的観点（個人主義的観点との闘争）、労働観点即ち頭脳労働と肉体労働を結ぶ観点（肉体労働と肉体労働者を軽視し、劳心劳力の分離を主張する観点との闘争）、唯物弁証法的観点（唯心主義と形而上学的観点との闘争）を培わなければならない」と。

階級観点の教育とは、階級・搾取・階級闘争の實質を理解させ、この階級観点から問題を把握し、問題を分析できるようにすることである。集体主義的観点の教育とは、個人と集体（単位）の関係を理解し、国家・党・人民の利益を個人の利益よりも上位におくことができるようにすることであり、労働観点の教育とは労働と労働人民を愛し、労働の成果や公共財産を大切にすることができるようにすることである。唯物弁証法的観点の教育とは、問題を全面的に把握し、「实事求是」、理論と実際の連系（理論關係實際）、実践を第一と考える観点を修得させることである。⁽¹¹⁾

また、「58年教育工作指示」は学校は管理運営に対して党委員会の指導を受けなければならないと指示した。すなわち、「一切の教育行政機関と一切の学校は党委員会の指導を受けなければならない。党委員会は学校の教師・学生の中に党と青年団の組織を発展させることに注意を払わなければならない。中央人民政府各官庁所属の学校は政治上、当地の党委員会の指導を受けなければならない。・・・一切の大学において、『学校の党委員会の指導の下にある校務委員会負責制』（学校党委領導下的校務委員会負責制）を実行しなければならない。一切の中等学校と初等学校も党委員会の指導の下に置かれねばならない。教育事業の中での党の指導を強化するために、各級の党委員会は一群の幹部を教育機関や学校に送らなければならない」と記して

いる。こうして、当地の党委員会が大学と小中高校の管理運営に関して「指導」を行うことになった。その「指導」の実際の状況は判らないが、学校の中の政治的・思想的問題に対して党が指示を与えることになった。

この「58年教育工作指示」を受けて、小中高校には必ず党支部を設置し、党支部が学校の業務全般に関して指導することになった。この体制は＜党支部指導下の校長负责制＞（党支部領導下的校長負責制）と呼ばれる。しかし、この制度にも問題があった。党支部による政治指導が学校行政の円滑な遂行を妨げるという弊害が現われた。かくして4年半後、1963年3月23日、中共中央は「全日制小中学校の工作条例等に関する指示」（關於討論試行全日制中小学工作条例草案和对当前中小学教育工作幾個問題的指示）に附して「全日制小学暫行工作条例（草案）」と「全日制中学暫行工作条例（草案）」を發布した。これによって、校長が学校行政の責任者であり、地方政府の教育行政部門と現地の党委員会の指導の下で学校の業務全般に対して責任を有し、学校内の党支部は学校行政に対して監督する責任を有するという体制に変更された。学校内の党支部の政治的役割が明確になったのである。これは「現地の党委員会と主管する教育行政部門指導下の校長负责制」（当地党委和主管的教育行政部門領導下的校長負責制）と呼ばれる。この体制は、1966年の文化大革命（以下、「文革」と略す）勃発まで順調に機能していた。⁽¹²⁾

また、次の文革期には教育革命の一環として、1968年7月、「工人毛沢東宣伝隊」（工宣隊）と「中国人民解放军毛沢東思想宣伝隊」（軍宣隊）が学校に入り込み、学校の中の革命的幹部と共同で、「革命委員会」を成立させた。「革命委員会」の主任・副主任が学校の業務全般を指導し、校長職は廃止された。いわゆる「革命委員会制」である。

文革終結後、1978年全国教育工作会議後、教育部は「全日制中学暫行工作条例（試行草案）」と「全日制小学暫行工作条例（試行草案）」を發布、全日制小中高校では「党支部の指導する校長分工负责制」（党支部領導下的校長分工負責制）を採用しなければならないと規定した。すなわち、校長が学校の日常業務全般を指揮するが、学校の全ての重大問題については党支部による議論を経なければ決定できないとした。1985年5月29日、中共中央は「教育体制改革に関する決定」（關於教育体制改革的決定）を發布し、小中高校・大学は「校長负责制」を実行しなければならないと規定したのである。

2. 大学における党の指導体制

大学の指導体制は小中高校とは若干違う変遷を辿った。新中国成立初期、1950年4月頃、教育部は高等教育機関では一律「校長负责制」を採用するよう指示したようである。5月19日、教育部は「北京師範大学暫行規程」を發布しているが、これによれば、校長は教育部が政務院を経て中央人民政府委員会に申請して任命することになっている。しかしながら、少数の大学では校長を任命せず、校務委員会が業務全般を管理した。「校長负责制」は未だ徹底しない状態であったようだ。また学校の党組織は政治的指導を行ったが、学校行政を指導することは一切なかった。8月14日、教育部は「高等学校暫行規程」を發布、大学と専科学校は一律に「校（院）長负责制」（第19条）を採用すると改めて規定した。校長（院長）には、学校を代表し、

全校の教学・研究・行政の全てを指導し、全校の教員・職員・用務員・学生の政治学習を指導し、教員・職員・用務員を任免し、校務委員会の決議を承認するという5つの職責を課した。校務委員会（或いは院務委員会）は、「校（院）長、副校（院）長、教務長、副教務長、総務長、図書館長、各学部長（学院長）、各系主任、労働組合（工会）代表4人から6人、及び学生会代表2人」（第26条）によって構成するものとし、その「主席」には校長が就任した。また校務委員会の中で常務委員会委員が選出され、学校の日常業務を司った。労働組合は党組織が運営していたので、その代表が校務委員会に席を占めていることは看過すべきではない。

1956年9月15日から27日まで、中国共産党第8回全国代表大会が開催された。そこにおいて、党規約の中に「企業、農村、学校、部隊の中の党の基層組織は、その単位の行政機構と大衆組織を指導・監督し、上級の党組織と上級の国家機関の決議を積極的に実現し、絶えず自己の工作を改革する」という規定が記された。⁽¹³⁾

これを受けて、既に上述したように「58年教育工作指示」は「一切の大学において、学校の党委員会指導による校務委員会負責制（学校党委領導下的校務委員会負責制）を実行しなければならない」と指示した。学校の重大な問題に関しては、党委員会の決定が先ずあって、校務委員会でその決定事項を議論し、校長・副校長がそれを実施するという方式になった。実質的に、党委員会が校務委員会を指導して、学校行政に直接関与すると言えよう。

その3年後、1961年9月15日、中共中央は「教育部直屬高等学校暫行工作条例（草案）」（略称「高教六十条」）を發布。その51条に「大学の指導制度は、党委員会指導下で校長をトップとする校務委員会負責制」（党委領導下的以校長為首的校務委員会負責制）と規定した。この制度では、校長が学校の重大な問題を校務委員会に提起し、そこで議論し決定された結果を校長が実施するという方式になった。校長が学校行政の責任者となった。しかし、校務委員会には党委員会書記が委員となることが規定されており、学校行政に対する党委員会の発言力は弱まることはなかったのではないかと思われる。

因みに、文革期には「革命委員会制」になったことは初等・中等学校と同じであった。文革終結後、1978年10月4日、教育部は「全国重点高等学校暫行工作条例（試行草案）」を發布、「高教六十条」を改訂して、大学等の高等教育機関では「党委員会の指導する校長分工負責制」（党委領導下的校長分工負責制）を行うと規定した。校長が学校行政の責任者であるが、重大な問題については党委員会の審議を経なければならず、党委員会の決定後、校長がその執行に責任を負うという方式である。校長は副校長、教務長、総務長、系主任、行政事務局の責任者やその他関係者を招集して校務会議を開き、日常の行政を処理する。党委員会は「教職員・学生の代表大会」（師生員工代表大会）を定期的に行き、学校に関する諸問題や業務報告、批判や提案を聴き、学校の指導部に対する監督を行うのである。⁽¹⁴⁾

表 3. 学校における指導体制の変遷

年月日	政治情勢と教育法規	小中高校	大学・専科学校
1950.4	教育部「中学暫行規定（草案）」 ・「小学暫行規定（草案）」	校務委員会制	校（院）長負責制
1952.3		校長責任制	
1958.5.5～23 9.19	中共第 8 回全国代表大会にて大躍進政策の決定 中共中央・国務院「教育工作に関する指示」	党支部指導下の校長 負責制	学校の党委員会指導による校 務委員会負責制
1961.9	教育部「教育部直属高等学校暫行工作条例」		党委員会指導下で校長をトッ プとする校務委員会負責制
1963.3	教育部「小中高校の暫定的工作条例（草案）」	当地党委と主管する 教育行政部門の指導 下の校長負責制	
1966	文化大革命の勃発	革命委員会制	革命委員会制
1978	教育部「全日制中学暫行工作条例（試行草案）」・ 「全日制小学暫行工作条例（試行草案）」	党支部指導下の校長 分工負責制	
1978.10.4	教育部「全国重点高等学校暫行工作条例（試行 草案）」		党委員会指導による校長分工 負責制

出所)『教育管理辞典』第三版（湖南出版社、2005 年）の各事項より筆者作成

第 2 節 私立学校の公立化

1952 年 9 月 1 日、教育部は「私立小中学校を引継いで運営することに関する指示」（關於接辦私立中小學的指示）を發布。教育部は 52 年後半から 54 年にかけて、全国の私立小中高校の全てを引継いで、「公立」に変更することを決定し、その引継ぎについて「まず外資で経営している学校を引継ぎ、次に中国人が経営している学校を引継ぐ。まず成績が悪い学校を引継ぎ、次に成績の良い学校を引継ぐ。まず経費困難な学校を引継ぎ、次に経費が未だ維持できる学校を引継ぐ。大体においてまず中等学校を引継ぎ、次に小学校等を引継ぐという順序である」という方針を立てた。引継ぎには様々な問題が生じることが予想された。具体的な引継工作には周到な準備が必要であるとして、種々の指示を与えている。

以下はその部分の訳である。

《（一）私立小中高校の調査研究を大に行う。各級の教育行政部門は必ず迅速にして、また正確に私立小中高校の各種統計数字を把握しなければならない。かつ人力（党、団、学聯、工会などの参加を請う）を組織して、各校の具体的情況（政治情況、人事關係、問題の所在など）を深く理解して、具体的な引継計画を立てる根拠にしなければならない。各

項目の調査研究資料は引継計画と一緒に上級機関に報告しなければならない。

(二) 一定数の政治に強い幹部を派遣して、引継工作の責任を負わせ、その中のとりわけ力のある幹部は規模の比較的大きな学校の引継ぎのために派遣しなければならない。引継工作に責任を負う幹部に対して、各級の教育行政部門は政策を説明し、かつ学習させ、政策をよく掌握させて、引継計画を貫徹させなければならない。

(三) 引継工作を巧く行うために、各級の教育行政部門は党・団・学聯・教育工会などの機構と密接に連携し、各方面の力を結集して引継工作に協力しなければならない。

(四) 私立小中高校の政治情況は一般にみな複雑である。このために、引継工作を実行するとき、必ず学校の党・団及び進歩的勢力に頼って、引継工作を巧く行わなければならない。学校の教師・学生・職員・用務員（師生員工）に対して、反復して政策を説明し、各種の心配（例えば、合併を恐れ、人事調整を恐れ、免職を恐れ、失業を恐れ、学生は学年編成のための試験を恐れる等々）を取り除かなければならない。学生の家長に対しても適当な連携を持たなければならない。学校の当面の特殊で困難な問題に対して、実際の情況に基づいて適当に解決しなければならない。必ず悪い分子による挑発離間や団結の破壊や騒動を防止して、混乱現象が起こるのを避けなければならない。

(五) 引継後の私立小中高校に対して、逐次整理するという方針を取り、人事の処理や異動には慎重な態度でなければならない。組織編成の確定、教学設備の増加は、学校の具体的情況に基づいて、逐次解決しなければならない。急いで公立学校と同じにする必要はないが、工作が受身になることは避けなければならない。

(六) 各地区は引継計画に基き引継ぎをしばらく猶予した学校に対しては、継続して援助し、指導を強化し、かつ注意して条件を創造し、今後の引継工作のために道を平らに舗装しなければならない。怠けることに麻痺し、指導を無視する傾向は必ず是正しなければならない。

(七) 工作が組織的に実行されることを保証するために、必ず厳格な「指示を請うて報告する制度」（請示報告制度）を打ち立てなければならない。各地区は工作の実施状況と困難な問題を直に上級機関に報告して、すぐに解決の援助を受けるようにしなければならない。各大行政区の教育部（文教部）及び各省・市の文教庁(局)は毎年、引継工作終了後に、引継情況、基本的数値、存在する問題、教訓となる経験等々を中央教育部に報告しなければならない。》

（教育部「關於接辦私立中小學的指示」）

更に、その2ヵ月後、1952年11月15日、教育部は「私立の中等学校と小学校の引継ぎに関する計画」（關於接辦私立中等學校和小學校的計劃）を發布。引継ぎの見通しと経費等を明示した。その冒頭に、表4のように私立学校の当時の各種統計を示している。外国の補助金を受けて教会が運営する学校は、私立中等学校1412校中246校（17.4%）、私立小学校8925校中668校（7.5%）であった。これら教会関係の学校は「帝国主義の補助金を受けている私立学校」と呼ばれ、既に前年1951年にも相当数が処理されていたのである。

具体的な引継計画は次の通りであった。1952年後半に私立学校の調査を完了し、私立中等学

校の 30%前後、私立小学校の 20%前後の引継ぎに着手し、その中で外国の補助金を受けて教会が運営する学校は全て引継ぎを完了させる。翌 53 年には私立中等学校の引継ぎを完了させる。更に私立小学校の 40%前後の引継ぎを継続して行うが、54 年には残りの私立小学校の引継ぎを完了させる。これで全ての引継ぎが完成するというものであった。また、引継ぎに必要な経費は、1952 年に 928.58 億元、53 年に 4881.69 億元、54 年に 1264.63 億元、3 年間で合計 7074.9 億元と見積られた。

かくして引継ぎ計画は実行に移され、1954 年に私立中等学校・小学校は計画通りすべて公立となった。また、ここには詳述しないが、1952 年の院系調整の中で、私立大学等の高等教育機関はすべて公立となった。こうして、中央政府は全国の初等・中等・高等教育事業を掌握したのである。

表 4．1952 年における私立学校の状況

	私立中等学校		私立小学校	
	全体	教会関係	全体	教会関係
学校数	1,412 校	246 校	8,925 校	668 校
教職員工数	34,000 人	3,700 人	55,000 人	3,600 人
児童生徒数	533,000 人（全国 26%）	71,000 人	160 万人(全国の 3%)	10.3 万人

出所）教育部「私立の中等学校と小学校の引継ぎに関する計画」より筆者作成

第 3 節 社会主義思想を教える教科の開設

青少年世代に社会主義思想を教育するのは中国共産党にとって最重要な課題であった。将来の党員を育成し、また広く社会主義国家の継承者を育成するという切実な課題であった。中国共産党はこれを全ての社会主義事業の継続を保証する基盤事業であると考えたのである。そのために学校教育において、社会主義を教える教科の開設やその教材開発、その教師養成が進められた。教科による教育は否応なく直接的に学生たちの思想に深い影響を与える。以下の章では、小学校と中学校・高校の学校段階別にこの実際状況について検証する。

第 3 章 小学校における思想政治教育

第 1 節 小学校の普及と学制改革

国共内戦の混乱のなか、小学校教育はどのような状態に陥ったのだろうか。熊明安主編（1999）によれば、新中国成立後、国民党統治地区にあった正規の小学校は全て「平穩にその時期を過ごし、政治体制の変更がもたらした混乱と人の損失を免れた」という。どうにか平穩のうちに小学校は荒波を潜り抜けたようである。そして、改革が始まった。第一に旧教育（1912

年から 49 年までの中華民国の教育) の改革、第二にソ連の教育制度とその経験の全面的吸収が行われた。⁽¹⁵⁾

1. 小学校の普及計画

新中国初期、学制改革等々が行われた結果、学校数、教員数、学生数は急速に増加した。表 4 は 1949 年から 1966 年の文化大革命前までの情況を示している。

さて、初等教育に関しては、1951 年 8 月、第 1 回全国初等教育及び師範教育会議が開催された。この会議は、52～57 年までに小学校就学率を全国平均 80%に引き上げることを目標とし、52 年から 10 年間に小学校を全国津々浦々まで普及する計画を立てた。小学校数は 1952 年の 526,964 校から 57 年には 547,306 校に増え、更に翌 58 年には 776,769 校にまで増加している。この 10 年間の小学校普及計画は計画通りに進行したものと思われる。

表 5. 新中国初期の学校数の推移 (1949－1966 年)

年度	全日制大学 (普通大学)	全日制中等教育機関 (普通中等学校)				小学校 (普通小学)
		中等專業学校	高校 (高級中学)	中学校 (初級中学)	職業中学校 (職業中学)	
1949	205	1171	1597	2448	—	346769
1950	193	1086	1541	2472	—	383647
1951	206	1413	1321	2673	—	501105
1952	201	1710	1181	3117	—	526964
1953	181	1438	1206	3227	—	512056
1954	188	1189	1249	3543	—	506105
1955	194	1027	1330	3790	—	504077
1956	227	1353	2029	4686	—	529043
1957	229	1320	2184	8912	—	547306
1958	791	3113	4144	24782	20023	776769
1959	841	3706	4144	16691	22302	737445
1960	1289	6225	4690	17115	22597	726484
1961	845	2843	4431	14552	7260	645170
1962	610	1514	4434	15087	3715	668318
1963	407	1335	4303	15296	4303	707959
1964	419	1611	4149	15065	15108	1066036
1965	434	1265	4112	13990	61626	1681939

出所) 国家統計局国民經濟總合統計司編『新中国五十五年統計資料彙編』中国統計出版社、2005 年、77 頁

2. 五年一貫制への移行準備とその頓挫

1951年10月1日、「学制改革に関する決定」（關於改革学制的決定）は全体の教育制度を決定した。小学校に関しては、初級小学・高級小学に分断していた従来の制度、即ち「四二制」を廃止し、五年一貫制にすることを決めた。かくして53年秋学期から五年一貫制に移行するために、小学校の教育課程が整備された。

第一に、五年一貫制移行に伴って既存の教学計画に混乱が生じるのを避けるため、移行措置として、52年2月5日、教育部は「＜四二＞旧制小学暂行教学計画」を發布し、教科と授業時数を調整した。

第二に、五年一貫制における教学計画が立案された。52年3月18日、教育部は「小学校暫定規程(草案)」（小学暂行規程＜草案＞）を發布して（以下、「52年小学校暫定規程(草案)」と略す）、小学校の学制、教学計画、成績認定や卒業、運営組織、経費等々を定めた。この「52年小学校暫定規程(草案)」については後述する。

第三に、52年11月15日、教育部は「小学校で五年一貫制を実施することに関する指示」（關於小学实施五年一貫制的指示）を發布。「学制改革に関する決定」に基づき、少数民族地区や遊牧区や経済文化の遅れた地域を除き、全国の小学校は1952年秋学期の新入生から五年一貫制を実施するよう正式に指示したのである。また、それまで不統一だった入学時期を53年度から秋入学に全国統一することも通知している。

しかし、その実現には教師の供給問題という大きな壁があった。「教師問題は五年一貫制の鍵である。新学制の4・5年次の教師を供給するのが間に合うか否かが、五年一貫制に移行するための決定的要因である。今後5年以内に80%以上の学齡児童を入学させなければならない、更に毎年、一部の小学校教師を中学校教師に昇任させ、5年で新教師を70万人増やさなければならない。解決方法は、正規の中等師範学校を発展させたり、失業中の知識分子を大量に吸収して短期教師訓練班を運営したりして、充分な量を保証する以外に、とりわけ重要なことは小学校在職教師の学習を強化することである。各地は現有の初級小学校教師に対して、業余進修学校や休暇中の訓練、通信教育等の方式を使って育成することに意を注ぎ、3～5年以内に大部分の教師に新制度の4・5年次の授業を任せることができるようにななければならない」という。

結局、危惧されたように、教員と教材の準備が間に合わず、五年一貫制への移行は途中で頓挫してしまった。53年11月26日、政務院は「小学校教育の整頓と改革についての指示」（關於整頓和改進小学教育的指示）を發布して、53年秋学期からの五年一貫制への移行予定を延期することを通知した。小学校は今まで通り、初級小学4年と高級小学2年に分ける四二制を継続することになった。

3. 「52年小学校暫定規程(草案)」の教育方針

（1）「四育」の全面的発展を期す

「52年小学校暫定規程(草案)」第1章総則の第3条に「小学校は知育、徳育、体育、美育の全

面的発展のための教育を実施する」と述べ、その主要な目標を次のように規定している。すなわち、「知育」は「読み書き算数の基本能力及び社会・自然に関する基本知識」を与え、「体育」は「強健な身体、活発で愉快的な心情、衛生の基本知識と習慣」を持たせ、「美育」は「審美教育」や「美学教育」とも称するが、「美を愛する観念と芸術を鑑賞する初歩的能力」を培うことを目的とする。そして、「徳育」については「児童に愛国思想、国民公德および誠実、勇敢、団結、互助、規律遵守などの優良な素質（優良品質）を持たせる」という。すなわち、愛国思想、国民公德、そして公共道德を遵守する優良な素質を培うという3つの教育目標を掲げたのである。

（2）「五愛教育」の提唱

上記「徳育」の中の国民公德は、「共同綱領」第42条「祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、公共財産を愛護することを中華人民共和国全体の国民公德とすることを提唱する」という規定を指す。それは「五愛教育」と呼ばれ、中国の「公民道德教育」（又は「国民公德教育」或いは「社会公民教育」とも称す）の基本的内容とされた。

因みに、中国における「徳育」の内容は時代によって変化してきた。封建社会では仁・義・礼・智・信の五常を基本内容とし、国民党政府は『三民主義教育実施原則』により忠孝・仁愛・信義・和平を基本内容とした。では、中国共産党指導下の新中国政府の「徳育」の基本内容はどのようなものであろうか。『教育大辞典』によれば、「徳育」とは「西側諸国では、一般に倫理道德教育及び価値観に関する教育」を指すが、「社会主義中国では、思想教育、政治教育、道德教育を包括する」という。それは思想教育、政治教育、道德教育の総称である。このような西側諸国と社会主義中国における「徳育」の意味は異なっている。日本人はもちろん西側諸国に属しているので、同じく漢字使用国である中国の教育用語「徳育」の意味を誤解しやすい。⁽¹⁶⁾

新中国初期の「徳育」の基本内容は「五愛教育」であったが、その後「徳育」には様々な内容が加わる。例えば、「無産階級世界観教育」（弁証法的唯物論教育、史的唯物論教育、革命人生観教育、無神論教育を含む）、共産主義教育（共産主義理想教育、共産主義人生観教育、共産主義道德教育を含む）、国情教育、愛国主義教育、国際主義教育、集体主義教育、自覚紀律教育（「学生守則」や国家法律を遵守する自覚を高める）、「社会主義民主と法制教育」（憲法・刑法など法律基礎知識を与え遵法意識を高める）、「革命伝統教育」（革命のために払われた努力・犠牲の精神、理論と実際の連携・实事求是・人民服務の精神、批判と自己批判の展開、公共財産の愛護などに関する思想教育）、「四つの基本原則」教育、「五講四美三熱愛教育」などである。非常に多彩であると言わなければならない。⁽¹⁷⁾

（3）教科の編成

「52年小学校暫定規程(草案)」第4章「教学計画・教導原則」第18条は、教科と授業時間数を規定している。表6のように、全8科目中「語文」（日本の国語に相当）に最も重点が置かれている。漢字は憶えるのに時間がかかる文字であるためではないかと思われる。1・2・3年次には週14コマ（時数）が割かれている。次に多いのは「算数」であるが、特に3年次から週7コマに増量されている。また「自然」「歴史」「地理」の3科目は4年次に開始されるが、

コマ数は意外に少ない。ところで、思想政治教育は特に教科を設けられていない。恐らく「語文」「歴史」の中で教えることになっていると思われる。

表 6. 1952 年の小学校の科目と授業時間数（五年一貫制）

学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	総授業時間数
語文	14	14	14	10	10	2356
算術	5	6	7	7	7	1216
自然	0	0	0	3	3	228
歴史	0	0	0	3	3	228
地理	0	0	0	2	2	152
体育	2	2	2	1	1	304
図画	1	1	1	1	1	190
音楽	2	2	2	1	1	304
総授業時数	24	25	26	28	28	4978

出所) 1952 年 3 月 18 日「小学暫行規程（草案）」より筆者作成。表中の授業 1 時限は 45 分。

4. 1955 年教学計画の決定

上述のように五年一貫制の延期によって、「四二制」が復活した。1952 年 2 月 5 日発布の「＜四二＞旧制小学暫行教学計画」の修訂版として、53 年 9 月 22 日に「試行小学＜四二制＞教学計画(草案)」を発布。更に 54 年 2 月 15 日、その一部分（注と説明）書き改めて、「小学＜四二制＞教学計画＜修訂草案＞」を発布した。この教学計画を 1 年半試行した後、55 年 9 月 2 日、教育部は「小学校の教学計画及び説明」（小学教学計画及説明）と「小学校の教学計画の執行に関する指示」（关于執行小学教学计划的指示）に、表 7 のような「55 年小学校四二年制教学計画(草案)」を付して、正式に発布したのである。

この「55 年小学校四二年制教学計画(草案)」には、以下の 2 つの特徴がある。

（1）「生産技術教育」の追加

上述の「52 年小学校暫定規程(草案)」は知育、徳育、体育、美育の 4 つを教育目票（四育）として掲げたが、「55 年小学校四二年制教学計画(草案)」では、5 番目の教育目標として「生産技術教育」を加えたのである。すなわち、「小学校の教学計画の執行に関する指示」第 1 項には「小学校において、知育、徳育、体育、美育を実行するだけではなく、同時に必ず順序良く基本的な生産技術教育を実施しなければならない。今次の教学計画では、生産技術教育を実施し、労働教育と体育を強化することである。そのことに十分注意を払うこと」と述べる。

表 7 は小学校の 9 科目と週当たり授業時間数を示している。「生産技術教育」として、それまでなかった科目「手工労働」が 1 年次から 6 年次まで新設され、結局 52 年に比べ科目数は 1

科目増えた。「手工労働」の授業は、「基本的な生産知識を獲得させ、簡単な生産工具を使用できるようにし、同時に共産主義的労働態度を具有させる」というが、児童が容易に加工できる材料（紙、布、粘土、木材、鉄線など）を使って製作させ、植物栽培や動物飼育などの活動を行わせるというものである。

(2)「音楽」から「唱歌」への名称変更

かつての「音楽」の授業が「唱歌」と改称されたのも重要な変更であろう。「唱歌」の授業では、思想政治教育的な要素が強調されている。「主要な任務は、学生に唱歌を愛好し、音楽を鑑賞する興味と関心を培う。学生の音楽の聴覚と韻律の情感を発展させる。教材は現代流行している少年児童歌曲を主として、民間歌曲も加える。教材を選択するには、必ず共産主義思想と道徳を十分に培うことができ、かつ文字が滑らかで、音調が高揚し優美で、また学生のために受け入れることのできるものでなければならない。教学方法は、ソ連の経験を参考にして、合唱を主とする。合唱の規則や技術を紹介する。学生はそれらの歌曲を学習した後、表情をつけて歌ったり、韻律活動や舞踏や遊戯を行ったりしても良い。伴奏はオルガン（風琴）とバイオリン（提琴）を主とする」と指示している。ここに若干ではあるが、思想政治性を見ることができる。

唱歌の歌詞の影響は小学生には非常に大きなものがある。中国革命や愛国に関する唱歌は数多く作られている。小学校においても教材として取り上げられたのである。

表 7. 1955 年の四二制小学校の教科目と週当たり授業時数

学年	初級				高級		総授業時数
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
語文	12	12	12	12	9	9	2244
算術	6	6	6	7	6	5	1224
歴史	0	0	0	0	2	2	136
地理	0	0	0	0	2	2	136
自然	0	0	0	0	2	3	170
体育	2	2	2	2	2	2	408
唱歌	2	2	2	1	1	1	306
図画	1	1	1	1	1	1	204
手工労働	1	1	1	1	1	1	204
総授業時間数	24	24	24	24	26	26	5032

出所) 55 年 9 月 2 日「小学教学計画及び説明」より筆者作成。授業は 9 科目、1 時限は 45 分である。

以上のように、1952 年から 55 年まで教学計画は次々と書き直された。結局、五年一貫制に移行できず、従来の「四二制」が継続されることで一応の決着をみたのである。五年一貫制において提唱された「四育」や「五愛教育」という教育理念は「四二制」に引き継がれた。その

後、1958 年 9 月、各地で小中学校制度の短縮の議論が起こり、一部の地域の小学校で五年一貫制が開始された。それ以来、「四二制」と五年一貫制が並存する状況になったのである。

第 2 節 小学生守則の制定

1952 年 2 月 14 日、教育部は「学生に対する体罰を廃止することに関する指示」（關於廃止对学生体罰的指示）を發布、小学校の児童に対する体罰を禁止した。体罰を受けて児童が死亡し、或いは自殺する事件が起こっていたのである。「学校の児童に対する体罰と変形的体罰（変相体罰）は封建主義、帝国主義、ファシズムの、児童を奴隷化する野蛮で残酷な方法の一つである。新民主主義の中国はそれが継続して存在することを決して許さない」と述べ、体罰事件があれば校長と教師をその軽重に応じて処罰すると記している。体罰や変形的体罰を止め、小学生の自覚を促す方法を実施するよう求めた。なお、変形的体罰については特に説明されていない。教室の後ろや廊下に長時間立たせたり、机上に正座させたりするなどを指すものと思われる。

体罰禁止とは表裏一体のものと思われるが、小学生の自覚を促すための基本的生活態度を定めた基準が作成された。1955 年 2 月 10 日、教育部は「小学生守則を実施することに関する指示」（關於実施＜小学生守則＞的指示）を發布した（以下、「55 年小学生守則」と略す）。これは新中国における最初の「小学生守則」である。

「小学生守則」は、小学生に暗誦させるとともに、学校関係者や両親にも学習することを求めた。学校と家庭との指導を一致させるためである。「小学生守則」は小学生教育の基本方針である。小学生にとっては遵守すべき学習・生活上の規則となり、教員・事務職員・用務員（教職工員）など学校関係者にとっては小学生に対する生活指導の基準となり、両親にとってはわが子を訓育する指針となった。早速、55 年春学期から一部の地域で使用され始め、秋の新学期からは全国で使用されるようになった。以下、全訳である。

小学生守則

1. 良い学生になり、身体も良い、学科も良い、品行も良くなるよう努力する。祖国のために、人民のために服務するよう準備する。
2. 国旗を尊重し、人民の指導者を敬愛する。
3. 校長・教師の教導に従う。自分の学校、自分のクラスの名誉を愛護する。
4. 時間通りに登校し、時間通りに授業に出る。遅刻せず、早退せず、勝手に欠席せず。
5. 登校時、使用する教科書と用品を揃える。授業前に授業で使用する物をきちんと準備する。
6. 授業の時、整然と、静かにして、姿勢を正しくする。教室を出なければならないときは、まず教師に許可を求める。
7. 授業の時、真剣に勉強し、教師の説明と同級生の問答を注意深く聴く。勝手に話をしたり、別の事をしたりしない。

8. 授業の時、問題に答えたり、質問をしたりするには、まず手を挙げる。教師が許可してから、立って話す。教師が許可してから着席する。
9. 時間通りに、教師の指定した課外作業を注意深く行う。
10. しっかりと日直する。積極的に課外活動に参加する。
11. 校長や教師を敬う。授業の初めと終わりに教師に礼をする。学校外で校長や教師に会っても礼をする。
12. 同級生と友情で団結し、相互に助け合う。
13. 登校と下校では、路上で暇取って遅くならず、危険が生じるのを避ける。
14. 父母を敬う。兄弟姉妹を愛護する。父母を助けて自分で出来る事は自分でする。
15. 老人を敬う。老人、小さな子ども、病人、動くことが難しい人には道を譲り、席を譲り、可能な援助を与える。
16. 人には礼儀を弁える。人を罵らず、喧嘩せず。公共の場所では喚き立てず。他人の工作や学習や睡眠を妨げず。
17. 嘘を言わず、人を騙さず。賭博をせず。勝手に人の物を取らず。自分や他人にとって有害な事をせず。
18. 公共の財物を愛護する。机や椅子、門扉や窓、垣根や壁、床面或いはその他の物を壊したり汚したりせず。
19. 時間通りに、食事し、休憩し、睡眠する。常に遊んだり、運動したりして、身体を鍛錬する。
20. 身体、飲食、服装、用品、寝台や住居は、すべて清潔衛生にしておく。公共の場所でも清潔衛生に注意を払う。

これを見ると、第1・第2条は祖国・人民に対する奉仕の精神及び国旗と人民の指導者を敬愛する態度を唱導している。特に、第2条の「人民の指導者を敬愛する」という語句の「人民の指導者」とは、党や政府の指導部を指すと思われるが、実質的には党中央委員会主席兼国家主席・毛沢東を指しているように思われる。だが、改革開放後、1980年代に発布された「小学生守則」は「祖国を熱愛し、人民を熱愛し、中国共産党を熱愛する」（1981年8月26日発布の教育部「中学生守則と小学生守則を発布することに関する通知」）と述べ、「人民の指導者」ではなく、「中国共産党」を敬愛するよう求めている。

深読みすれば、50年代は毛沢東への絶対的敬愛を定めたが、それが個人崇拜を引き起こしてしまったので、その反省から改革開放後は敬愛の対象を中国共産党という指導集団へ変更したのではないと思われる。いずれにしろ、中国共産党による指導体制を擁護する思想教育の一端と考えて良いだろう。また残りの3条項以降はすべて小学生の学習・生活上の一般的な行動規範を述べたもので、一般的な道徳的項目である。

特に、注目すべきは「小学生守則」の厳格な運用である。「小学生守則」を遵守した優秀者は校務会議で審議して校長名で賞状を授与し、重大な違反者は市・県の教育行政部門の審査と承認を経て除籍すると規定している。「小学生守則」は法律のように厳格に運用されたのである。

以上、小学校における思想政治教育の実態について、中国共産党の方針、教科の開設、「小学生守則」の3つの方面から考察した。結論として、この時期は、「五愛教育」を中心に思想政治教育が実施された。当時の国内情勢（土地改革、反革命鎮圧、「三反」・「五反」運動や知識人の思想改造運動など）と国際情勢（「抗美援朝」運動など）を反映して、愛国思想及び中国共産党と政府への忠誠思想を徹底して宣伝する必要があったのである。

第3節 課外活動の規定

1955年9月2日、教育部は「小学校の課外活動に関する規定の通知」（關於小学課外活動的规定的通知）を上記の「小学校教学計画」と同時に発布した。小学校における児童の課外活動は、「課外集体活動」と呼ばれ、学内外の組織や集団の活動に参加するものを指す。大別して2種ある。

第一に、授業前（或いは授業間）の体操と清潔検査がある。

①授業前（或いは授業と授業の間）の体操は原則として「少年児童放送体操」（少年児童广播体操）を行う。「春、夏、秋の3季節は授業前の体操を行うのがよい。冬は第2時限後の休憩時間に行うべきである。2部制の午後のクラスは授業の合間に行う。学校規模が比較的大きく、もし条件が揃えば、1・2年次と3・4・5・6年次の授業の合間の体操は別々に行うべきである」という。

②清潔検査は「授業前の体操の後、各クラス各自で行い、必ず記録をつける。清潔でない学生は説得して清潔にさせ、健康でない学生には矯正するよう注意しなければならない」という。

第二に、「課外集体活動」がある。これには、全校集会（校会）、クラス会（班会）、少年先鋒隊活動、「体育鍛錬」、「生産労働」、学習グループ（学習小組）や社会活動（社会的に有益な活動や少年宮、「少年の家」等々の学外機関の活動）などがある。これら「課外集体活動」は全校や各クラスで行う場合、少年先鋒隊の小隊や中隊或いは大隊で行う場合、小グループで行う場合がある。普通小学校では高学年を原則として毎日40分、毎週240分行い、二部制の小学校など条件が揃っていない学校では最低週3回、毎週120分行うべきであるという。また学外機関では指導者がいるので問題ないが、それ以外は教師の指導の下で計画的に実施し、かつ各組織に依拠して、児童の主体性や積極性や創造性を発揮させなければならないともいう。以下、その概要部分の訳である。

《1. 全校集会、クラス会：全校集会は全校共同で行い、校長の主導で毎月せいぜい1回。クラス会はクラス毎に行い、クラス担任（班主任）の主導で原則として2週間に一度行う。全校集会やクラス会の内容は、主に時事報告や学校やクラスの重大な事項の簡略な報告を行い、或いは講演会・「故事会」（訳者注：解放前の苦しい経験を語り合う会）、詩歌朗読会やその他の文芸娯楽活動などを行ってもよい。記念日に記念会を行うのに全校集会の時間を用いてもよい。全校集会は毎回40分を原則とする。クラス会の形式と内容は主学生の年齢的特徴に合わせ、実地的な教育になるようにしなければならない。形式に流れるのを避け、「批判

会」を開くなど成人に対して用いる方法を防がねばならない。クラス会は毎回 40 分を原則とする。全校集会やクラス会に参加する場合、当日は他の課外活動に参加させてはならない。

2. 少年先鋒隊の活動：隊員が参加する以外に、非隊員の参加を促さなければならない。隊活動に参加する場合、当日は他の課外活動に参加させてはならない。

3. 「体育鍛錬」：小グループ（例えば 7 人から 14 人を 1 グループとする）に分かれて行う。一定の時間内、各グループの指定したグループ長が活動をリードする。授業の体育教材の練習を主に行う。どのグループも毎週の活動は 2～3 回とする。

4. 生産労働：小グループに分かれて行う。一定に時間内、グループ長が活動をリードする。教材は授業の「自然」「手工労働」の教材と配合しなければならない。栽培活動は、実験地の面積を見て決める。面積が大きい場合、各グループが 1 区画を管理し、種まきや培育を自分たちで行ってよい。面積は小さい場合、若干の小グループが共同で 1 区画を管理し、種まき後、日によって当番を決めてよい。どのグループも毎週 1～2 回活動する。

5. 学習グループ：各学校の条件を見て、音楽、図画、文学、工芸（一種類）、自然、地理、歴史等々に分けて設定する。各小グループは原則として高学年の児童が自由意志で参加する（そのグループの教学を担当する教師が承認する。勉強が遅れている小学生は参加させない）。音楽、図画、工芸の各グループは中学年（3・4 年生）の児童も参加できる。一般にどの子ども一つのグループにだけ参加できる。各グループの教師の指導の下に行う。教材は教師が授業での各学科の基礎の上に立って更に向上させるために自ら制定する。どのグループも毎週 1 回活動する。条件が揃っていない学校では、学習グループは設けず、「生産労働」や他の文芸娯楽活動を増やす。

6. 社会活動：社会的に有益な活動は、教育行政部門によって、必要な時に、4 年生以上の児童が参加するように統一的に設けられる。その内容は教育意義があり、児童の力でよく成し得え、学習や健康を損なわず、かつ安全に注意した教育でなければならない。参加者は多くとも毎週 1 時間半を越えてはならない。社会的に有益な活動に参加する場合には、当日は他の課外活動に参加させてはならない。少年宮や「少年の家」の活動は、少年宮や「少年の家」によって課外で組織される。少年宮や「少年の家」の活動に参加する場合、同じ時間に行われる他の課外活動を停止してもよい。》（教育部「关于小学課外活動的規定的通知」）

このように小学校高学年は種々の課外活動に参加する。日本のクラブ活動のように自由参加ではなく、参加が義務付けられている。殊に少年先鋒隊の隊員活動には思想政治教育的な色彩が濃い。

第 4 章 中等教育における思想政治教育

第 1 節 中学校・高校における政治課の設置

中国語の「中学」は中学校（初級中学）と高校（高級中学）の両方を併設する学校の意味で

あるとともに、この両方の総称でもある。中学校と高校は、同じ敷地内に併設されている場合が多いが、高校進学する中学卒業生は一部に限られており、決して中高一貫制ではない。また、中国語の「普通中等学校」は、「初級中学」と「高級中学」に加えて、「中等专业学校」、「職業中学」なども含む中等教育機関の総称である。

さて、1950 年 8 月 1 日、教育部は「中学暫定教学計画（草案）および中等学校暫定学年暦（草案）に関する命令」（關於頒布中学暫行教学计划（草案）及中等学校暫行校曆（草案）的命令）を發布した（以下、「50 年中学暫定教学計画」と略す）。これは国民党政府の旧規定を全面的に変更したものであり、各地で不統一だった＜教科と授業時数＞の全国統一化を企図したものであった。恐らく翌 51 年度から実施されたものと思われる。

「50 年中学暫定教学計画」には、表 8 のように中学校・高校の教学計画（草案）として全 14 科目の週当たりコマ数（授業時数）が記載されている。コマ数から言えば、科目「語文」（日本で言えば、国語科）が最も多く、次いで「数学」、「歴史」、「外国語」（ロシア語か英語を選択）の順である。この 4 科目は他の科目に比べて重視されたのである。

ところで、思想政治教育として科目「政治」が必修となっている。中学 1 年から高校 3 年まで週 2 コマ（総授業時数の 6.67%）が当てられている。コマ数で言えば、中学校では「地理」、「体育」、高校では「地理」、「体育」、「化学」、「物理」と同一である。どちらかといえば、「政治」は重視されているほうである。「政治」の教科書は、翌 51 年に改めて通知すると述べて、ここには提示されていない。

表 8. 1950 年における中高校の教学計画（各科目の週当たり授業時数）

学校	中学校（初級中学）				高校（高級中学）			
学年	1 年	2 年	3 年	総授業時数(%)	1 年	2 年	3 年	総授業時数(%)
政治	2	2	2	240(6.67)	2	2	2	240(6.67)
語文	7	7	7	840(23.33)	6	5	5	640(17.78)
数学	4	5	5	560(15.56)	5	5	5	600(16.66)
自然	4	1	0	200(5.56)	0	0	0	0
生物	0	0	0	0	4	0	0	160(4.44)
化学	0	4	0	160(4.44)	0	3	3	240(6.67)
物理	0	0	4	160(4.44)	0	3	3	240(6.67)
歴史	3	3	3	360(10.0)	3	3	3	360(10.0)
地理	2	2	2	240(6.67)	2	2	2	240(6.67)
外国語	3	3	3	360(10.0)	4	4	4	480(13.33)
体育	2	2	2	240(6.67)	2	2	2	240(6.67)
音楽	1	1	1	120(3.33)	1	0	0	40(1.11)
美術	1	1	1	120(3.33)	1	0	0	40(1.11)
製図	0	0	0	0	0	1	1	80(2.22)
総授業時数	1160	1240	1200	3600(100.0)	1200	1200	1200	3600(100.0)

出所) 1950 年 8 月 1 日、教育部「中学暫定教学計画（草案）」より筆者作成

第2節 中学校・高校の「政治課」の名称変更

翌1951年6月23日、教育部は「中学政治課の名称、教学時数および教材を改定することに関する通知」（關於改定中学政治課名称、教学時数及教材的通知）を發布した（以下、「51年中学政治課通知」と略す）。以下、全訳である。なお、「政治課」の「課」は教科の意味である。

《中学校・高校の政治課に関して、1951年秋期より以下の如く決定した。

（一）系統的に各科の教学を通して、愛国主義の政治思想教育を行うために、元の教学計画が「政治」という一つの名称であったのを直ちに取消して、以下のように各学年によって各科目をそれぞれ増設しなければならない。

- ・ 中学3年次：「中国革命常識」
- ・ 高校2年次および高校3年次前期：「社会科学基本知識」
- ・ 高校3年次後期：「共同綱領」

各教科の教学時数は等しく毎週2時間とする。

（二）中学3年次の科目「中国革命常識」の教材についての提要（提綱）は、9月分から次々に『人民教育』および『中国青年』に発表する。高校2年次および高校3年次前期の科目「社会科学基本知識」の教材は、胡繩、于光遠、王惠徳などが学習雑誌の社会科学基本知識講座欄に発表する材料を用いる。高校3年次後期の科目「共同綱領」の教材は、王惠徳・于光遠著『中国革命読本（下）』をしばらく使用する。教科書の提供はしばらく各地で自ら解決すること。すでに他の教材の採用を決定している場合には、一律に採用を停止しなければならない。

（三）高校3年次後期の科目「共同綱領」で教材として用いる『中国革命読本（下）』は、高校1年次あるいは高校2年次ですでに読み終えていれば、学ばなくてもよい。

以上の各項、述べた通りに処理するよう切に願います。》

（教育部「關於改定中学政治課名称、教学時数及教材的通知」）

すなわち、「政治課」という同一名称を止め、各学年にそれに代わる新科目を設置することにしたのである。政治課の教育目的を明確にし、教育内容の難易度を考慮して中高一貫するカリキュラムに編成したのではないと思われる。

ところで、「51年中学政治課通知」を見ると、中学1・2年と高校1年の政治課については何も指示していない。実は、理由は定かではないが、1951年度から53年度まで、中学1・2年生に対して科目「政治」は開設されなかったのである。

では、同じく何の指示もない、高校1年の科目「政治」も実施されなかったのだろうか。『中国教育年鑑1949—1981』（中国大百科全書出版社、1984年、433頁）には、「51年中学政治課通知」によって高校1・2年で「社会科学基本知識」、高校3年で「共同綱領」を開設するよう指示したという記述がある。だが、「51年中学政治課通知」の原文は先訳の通りである。全国

的に見れば多様な状況があっても不思議ではないので、まだいずれが正しいとも断定はできないが、『中国教育年鑑 1949－1981』の記述は一部の学校の状況を述べているにすぎないとも考えられる。⁽¹⁸⁾

第3節 政治課の学年別の使用教材

「51年中学政治課通知」によって、この年から科目「政治」はなくなり、学年別に異なる教科が実施されることになった。しかし、正規の教科書がまだ編纂されていなかったため、暫定的に使用すべき教科書が指定された。残念ながら、暫定的に使用された教科書も、その後編纂された教科書も筆者は入手できていない。入手するのは困難な状況である。しかし、それら教科書の内容については、当時、発行されていた幾つかのテキストから推察できる。ここでは、そのようなテキストによって、何がどのように教えられていたのかを考察したい。

1. 中学3年の科目「中国革命常識」の教育内容

科目「中国革命常識」の使用教材と教育内容について、「51年中学政治課通知」に述べられている1951年9月以降の『人民教育』・『中国青年』や教材の「提要」を現在入手できないので、はっきりとしたことは分らない。しかし、同時期の同名の本に、袁似瑤『中国革命常識講話』（光華書店、1948年11月）がある。新中国成立の1年前に発行されたもので、中国革命の情勢に関する青少年のための入門書であると思われる。中国共産党の統治していた解放区（老解放区）で使用されたようである。解説によれば、毛沢東の「新民主主義論」・「連合政府を論ず」・『中国革命と中国共産党』・「目前の形勢と我々の任務」、薛暮橋の「中国革命問題」、陳伯達の諸論文等々を参考にして書かれたという。この本によって当時の科目「中国革命常識」の授業内容をある程度推測したいと思う。⁽¹⁹⁾

この本は、第1編：中国革命の基本問題、第2編：革命の形勢、第3篇：世界の勢局、第4編：政策と任務、の4部構成である。以下、概要である（表9参照）。

第1編「中国革命の基本問題」では、中国は半封建・半植民地の状況にあり、中国共産党が新民主主義革命を実行してきた解放区は全中国の雛型になると述べる。

また中国革命の最終目標は工農兵学商の全ての被抑圧階級の解放であり、現時の中国人民の最大の敵は、米国、蔣宋孔陳の4家、地主富農、官僚機構の4つであるという。①米国の帝国主義は新21か条ともいうべき領土権・領空権・領海権等々を中国に要求し、②蔣宋孔陳の4家は人民の膏血で巨大な財産を築き、③地主・富農は農村の8%の戸数しかないのに、土地の70～80%を所有し収穫の50～70%の地租を得ており、④国民党政府の官僚機構は史上最大規模で、中央官僚総数は清朝1万弱、中華民国初期2万弱だったものが、千数百万に膨れていると批判する。

この官僚機構が「米国帝国主義勢力」、蔣宋孔陳の4家や地主・富農の「封建勢力」を護る「官僚資本勢力」となっている。従って、中国革命は先ず「米国帝国主義勢力」・「封建勢力」・

「官僚資本勢力」と闘う新民主主義革命を行い、次に搾取制度・私有財産を排除するための社会主義革命を行うというように２段階で進むと説明する。

第２編「革命の形勢」では、1946年７月に内戦が勃発し、２年経過して人民解放軍の勝利は近いという。抗日戦争期に米国が国民党政府に送った物資や借款は１５億６０００万ドルであり、抗日戦争後から1947年末までに送った物資や借款は４６億４０００万ドルで、合計６２億ドルに達する。国民党政府はこの大部分を内戦に費やしている。しかし、米国の財政も有限であり、その原子爆弾も全世界で使用禁止を要求しているので恐れるに足らない。他方、ソ連・東欧や世界の民主勢力（米国の帝国主義下にあるアフリカ・南米諸国）、北朝鮮、ベトナム、インドネシア、インド等々の被抑圧民族が中国革命の勝利を待望し支援しているという。

第３篇「世界の勢局」では、第２次大戦後に政治上、５つの大矛盾が出現したという。①社会主義国と資本主義国の矛盾（米ソの対立）、②資本主義国と新民主主義国の矛盾（米英と東欧の関係）、③帝国主義列強間の矛盾（米英間の関係）、④植民地と帝国主義の間の矛盾（米国とラテンアメリカ諸国の関係）、⑤資本主義国内部の民主勢力と反民主勢力の矛盾である。そして、ソ連・東欧の発展は著しく、世界全体では反帝国主義の民主勢力が優勢になりつつあると説明する。

第４編「政策と任務」では、①まず中国革命は農民革命であり、土地改革政策（地主の搾取的土地所有権を廃止して、農民の土地所有制とする政策）を基本任務としており、1947年９月に制定した「中国土地法大綱」の基本的内容を説明する。

また、②中国共産党が整風整党運動をする理由を説明する。すなわち、全国共産党員は２７０万人に達したが、農村では多くの地主・富農が党内に紛れ込んで、共産党の政策を歪曲する恐れがあるために、党員は毛主席を学習し、批判と自己批判（批評と自己批評）を展開しなければならないという。

以上が袁似瑤『中国革命常識講話』（1948年）の概要である。これが中学３年の科目「中国革命常識」の授業内容にかなり近いものではなかったかと思われる。

表 9．袁似瑤『中国革命常識講話』（1948年）の目次一覧

編	題目	講目
1	中国革命の基本問題	第 1 講：中国はどのような国家か 第 2 講：誰のための革命か 第 3 講：誰の命運を変革するのか 第 4 講：中国革命の二つの段階 第 5 講：中国民主革命の特徴 第 6 講：中国新民主主義革命の 4 つの時期 第 7 講：誰に頼る革命か 第 8 講：中国革命の前途
2	革命の形勢	第 1 講：中国人民革命戦争の転換点 第 2 講：全東北解放時期は遠からず

		第3講：国民党統治地区に向かって大進軍 第4講：国民党統治地区を席捲する民主運動 第5講：国民党統治地区における普遍的な民間武装暴動 第6講：空前の強大な民族民主統一戦線 第7講：米国の蒋介石援助は多大な作用を起こす 第8講：中国革命の各種の国際援助
3	世界の勢局	第1講：戦後世界政治の五大矛盾 第2講：二つの陣営の闘争 第3講：第三次世界大戦起こるか 第4講：誰の力が大きいのか
4	政策と任務	第1講：土地政策を貫徹する 第2講：勇躍として参軍し前線を支援する 第3講：大生産運動の展開 第4講：商工業の保護 第5講：隊伍の整頓 第6講：中国共産党の政治路線

出所) 袁似瑤『中国革命常識講話』(光華書店、1948年、1-125頁)より筆者作成

2. 科目「社会科学基本知識」の教育内容

高校2年と高校3年前学期までの1年半にわたって科目「社会科学基本知識」で使用された教材は何であったのか。「51年中学政治課通知」によれば、「胡繩、于光遠、王惠徳などが学習雑誌の社会科学基本知識講座欄に発表する材料を用いる」としている。だが、今その学習雑誌を閲覧できないので、その授業内容についてはっきりしたことは言えない。

例えば、陳潭民『社会科学基本知識』(文光書店、1949年7月初版)は天津咸水沽第一中学で実際に使用された教科書である。この本から当時の科目「社会科学基本知識」における授業内容を推測することにしたい。

著者の陳潭民は前言に、この本はマルクス・エンゲルスの学説を紹介したもので、著者自身の理論は全く記述していないという断り書きをしている。そういう意味で、一般的知識を伝える教科書としての役割を十分に果たしたものではなかったかと思われる。紙質はかなり悪く、活字は濃淡入り混じっているところから見て、当時大量に印刷されたものと思われる。

さて、この本は、表10のように、第1章：緒論、第2章：弁証法的社会学の検討、第3章：社会発展史、第4章：弁証法的政治論、第5章：意識形態論、の5部構成である。

第1章「緒論」は5節に分かれる。第1節：社会科学の哲学的基礎、第2節：社会科学の科学的任務－歴史任務、第3節：弁証法則の統一、第4節：弁証法的唯物論による物質、精神、思维の解釈、第5節：弁証法的唯物論の真理解剖、である。例えば、第4節では、唯物論的世界観を次のように説明する。①物質は宇宙創成以来、存在しており、精神は以後に発生した属

性である。精神は自然界の長期にわたる進化の結果である。②物質は客観的に存在するもので、あらゆる意識から独立しているが、精神は物質の規制を受け、物質から独立できない。我々の意識は物質を認識できるが、物質を創造できない。精神は人に附属して、物質を認識しているだけである。③我々は外界の刺激を受けて、喜怒哀楽の反応を発生する。精神の運動は物質の運動の反映である。精神は物質の属性である。唯物論は物欲の利己主義で、物質的幸福よりも精神的道徳を高めなければならないという唯心論は道徳の退廃した時代に求められるという。要するに、弁証法的唯物論の解説である。

第2章「弁証法的社会学の検討」は唯物史観や生産関係論、階級論などを解説し、社会革命とは何かを説明している。第3章「社会発展史」は史的唯物論の解説であり、第4章「弁証法的政治論」はプロレタリア革命とその社会主義国家における独裁体制の必然性を解説している。最後に「社会主義勢力が全世界を統一するのを待って、この<国家>は自然に死去するものである」と結んでいる。共産主義へ未来像をこのように示している。第5章「意識形態論」は封建社会、資本主義社会、社会主義社会における意識形態の異同と特徴を論じている。

表 10. 陳潭民『社会科学基本知識』（1949 年）の目次一覧

章	題目	節目
1	緒論	第1節：社会科学の哲学的基礎 第2節：社会科学の科学的任務－歴史任務 第3節：弁証法則の統一 第4節：弁証法的唯物論による物質、精神、思惟の解釈 第5節：弁証法的唯物論の真理解剖
2	弁証法的社会学の検討	第1節：新旧社会学の区別 第2節：自然と社会の違い 第3節：個人と社会 第4節：唯物史観の社会形態 第5節：生産概述 第6節：階級論 第7節：旧社会学の歴史観 第8節：社会革命とは何か
3	社会発展史	第1節：原始社会－公有社会 第2節：奴隷社会－階級制度の開始 第3節：封建社会－地主の農奴に対する搾取 第4節：資本主義社会－資本家の労働者に対する搾取 第5節：社会主義社会－集体労働・平等な生活 附述（甲）半封建半植民地社会－資本家と封建地主の混合社会 （乙）新民主主義社会－反封建・反帝国主義の社会 附：社会発展史の簡表一則

4	弁証法的政治論	第1節：政治とは何か 第2節：国家とは何か 第3節：国家の演変
5	意識形態論	第1節：意識形態とは何か 第2節：意識形態の演変 第3節：現社会の意識形態

出所) 陳潭民『社会科学基本知識』(文光書店、1949年7月初版、1－106頁)より筆者作成

3. 科目「共同綱領」の教育内容

高校3年後期の科目「共同綱領課」は51年度に開始され1954年に停止されるまで3年間実施された。その教材は王恵徳・于光遠『中国革命読本(下)』とされた。その修訂本が入手できた。すなわち、王恵徳・于光遠『中国革命読本(修訂本)』上下冊(人民出版社、1950年8月初版)である。表11は上下冊の目次である。上冊では新民主主義革命の勝利を論じ、下冊では新中国の政治体制と社会主義社会の建設状況を解説している。

表11. 王恵徳・于光遠『中国革命読本(修訂本)』上下冊の目次一覧

章	『中国革命読本』上冊	章	『中国革命読本』下冊
	第1編 半植民地・半封建な旧中国		第3編 新民主主義の新中国
1	旧中国の貧窮と落後	15	旧中国の死亡と新中国の成長(一)
2	封建主義による旧中国の統治	16	旧中国の死亡と新中国の成長(二)
3	帝国主義の侵略と圧迫	17	人民民主専政
4	官僚資本主義による旧中国の統治	18	新中国の国際上の地位と責任
5	国民党反動派は一切の反動勢力の総代表人である		
6	アメリカ帝国主義の侵略と国民党反動派の売国		第4編 新中国を建設する
7	旧中国は半植民地・半封建社会である	19	政権建設(一)
	第2編 新民主主義による革命	20	政権建設(二)
8	中国革命の対象・任務と動力	21	軍事建設
9	無産階級－中国革命の指導者	22	経済建設(一)
10	農民階級－無産階級の最も頼るべき同盟軍	23	経済建設(二)
11	小資産階級の革命における地位	24	経済建設(三)
12	民族資産階級の革命における地位	25	経済建設(四)
13	中国革命の性質	26	文化建設(一)
14	中国共産党及びその革命における指導作用	27	文化建設(二)
		28	民族政策・外交政策
		29	新中国の光輝な前途

出所) 王恵徳・于光遠著『中国革命読本(修訂本)』(上下冊、人民出版社、1950年8月初版、1－323頁)より筆者作成

4. 「52 年中学暫行規程（草案）」の制定

1952 年 3 月 18 日、教育部は「中学暫行規程（草案）」を發布した（以下、「52 年中学暫行規程（草案）」と称す）。上述の「50 年中学暫定教学計画」發布から約 1 年 8 ヶ月しか経っていないが、その後の「政治課」の改革などを正式に課程に編入したのである。

「52 年中学暫行規程（草案）」第 1 章総則に次のように述べている。

《第二条 中学教育の任務はマルクス・レーニン主義理論と中国革命の実践を相結合した毛沢東思想と普通文化知識を青年世代に教育し、彼らの心身を全面的に発展させ、大学進学或いは建設工作に参加するための基礎を作ることである。

第三条 中学は学生に対して知育、徳育、体育、美育など全面的発展のための教育を実施しなければならない。その主要な目標は以下の如くである。

一、学生が本国の国語（語文）を正確に運用できるようにし、現代科学の基礎知識と技能を修得させ、科学的世界観を養成する。

二、学生の、祖国のために忠を尽くし、人民のために奉仕する思想を発展させ、その「祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、公共財産を愛護する」という国民公德と、剛毅勇敢で規律を自覚的に遵守するという優良な性質を養成する。

三、学生に体育・衛生の知能と習慣を培い、その強健な体格を養成する。

四、学生の審美観念を陶冶し、かつその芸術的創造能力を啓発する。》

（教育部「中学暫行規程（草案）」）

要するに、マルクス・レーニン主義理論と毛沢東思想の教育を重要な教育課題と位置づけ、また「五愛教育」を小学校に続けて継続することを規定している。

「52 年中学暫行規程（草案）」の教科とそのコマ数について、表 12 の通りである。「50 年中学暫定教学計画」と比較すると、幾つかの点が異なっている。

①中学校・高校の総授業時数が減量された。中学 1 年は総コマ数が 1160 から 1116 へ 44 コマ減量、同様に中学 2 年は 1240 から 1152 へ 88 コマ減量、中学 3 年は 1200 から 1152 へ 48 コマ減量されている。高校 1・2・3 年は各 1200 から各 1152 へ各 48 コマ減量された。すなわち、中高校の 6 年間を通して、7200 から 6876 へ 324 コマの減量である。学生の学習負担を軽減されたのである。

②総授業時数が増量された教科は、中学では「数学」、「生物」、「地理」であり、高校では「語文」、「数学」、「化学」、「物理」である。中高校一貫して増量されたのは「数学」であり、1160 から 1188 へ 28 コマの増量である。要するに、高校では理系の教科により重点を置くようになったのである。大学の理系学部進学を重視した結果であると思われる。

③「中国革命常識」は中学 3 年で開設し、総授業時数は 72 コマである。中学 1・2 年では開設していない点が注目される。「社会科学基礎知識」は高校 1・2 年で開設し 144 コマで、かなり時間をかけて行っている。「共同綱領」は高校 3 年で開設し 36 コマである。高校での政治思

想関連は計 180 コマである。すなわち、中高校の 6 年間を通して、政治思想関連は合計 252 コマである。「50 年中学暫定教学計画」の「政治」教科は中高校あわせて 480 コマであったので、228 コマ（約 48%）減量されたのである。

但し、「時事政策」が中高校あわせて 216 コマほど新規に開設された。これを政治思想関連教科に加算すると、合計 444 コマになるが、それでも 36 コマ減量していることになる。このことから、学校教育は学力重視政策を取って、政治思想よりも理系教科を重視したことは明らかである。この時期、社会全般で進行中の政治運動（土地改革、反革命鎮圧運動、「三反」「五反」運動、知識分子の思想改造運動など）とは一線を画していたと言えるかもしれない。

表 12. 1952 年における中高校の教学計画（各科目の週当たり授業時数）

学校	中学校（初級中学）				高校（高級中学）			
	1 年	2 年	3 年	総授業時数(%)	1 年	2 年	3 年	総授業時間数(%)
語文	8	7	6	756(22.11)	6	6	6	648(18.75)
数学	6	5	5	576(16.85)	5	6	6	612(17.71)
生物	3	3	2	288(8.43)	2	0	0	72(2.09)
化学	0	2	2	144(4.21)	2	2	4	288(8.34)
物理	0	2	2	144(4.21)	2	3	4	324(9.38)
歴史	3	3	3	324(9.48)	3	3	3	324(9.38)
地理	3	2	2	252(7.37)	2	2	0	144(4.17)
中国革命常識	0	0	2	72(2.11)	0	0	0	0
社会科学基礎知識	0	0	0	0	2	2	0	144(4.17)
共同綱領	0	0	0	0	0	0	1	36(1.05)
時事政策	1	1	1	108(3.16)	1	1	1	108(3.13)
外国語	3	3	3	324(9.48)	4	4	4	432(12.5)
体育	2	2	2	216(6.32)	2	2	2	216(6.25)
音楽	1	1	1	108(3.16)	0	0	0	0
美術	1	1	1	108(3.16)	0	0	0	0
製図	0	0	0	0	1	1	1	108(3.13)
総授業時数	1116	1152	1152	3420(100.0)	1152	1152	1152	3456(100.0)

出所) 1952 年 3 月 18 日、教育部「52 年中学暫行規程（草案）」より筆者作成

第 4 節 中等学校の「時事政策課」に関する指示

「52 年中学暫行規程（草案）」において中学校・高校の 6 年間を通じて毎週 1 コマの「時事

政策課」が実施されることになった。実施 1 年後に「時事政策課」について改善の指示が出された。1953 年 2 月 13 日、教育部は「中学の時事政策課の教学をいかに改善するかに関する指示」（關於中学時事政策課教学如何改進的指示）を發布した。時事政策課の目的が曖昧なので、教材選択や教育方法の採用に困難を来たしているという。参考意見を示して、現場での工夫を求めたのである。ここから時事政策課の目的・内容が確認できる。以下、参考意見の部分の訳である。

- 《1. 時事政策課を設立した主な目的は、学生に教師の指導の下で常に実際と結びつけて、国内外の重大事件や問題を理解させることであり、学生が当面の政治情勢や祖国の前途を正確に認識するのを助け、これによって学生の覚悟の水準を高め、彼らの愛国主義と国際主義の思想を發展させることである。
2. 時事政策課の補助教材は、中学の各年次は「中国少年報」、「時事手冊」、中学生雑誌を読むのを主とし、毎週の課外閲読時間は暫定的に 1~2 時間とする。中学 3 年次はまた「中国青年報」を読ませても良い。高校の各年次は「中国青年報」、中国青年雑誌、時事手冊、中学生雑誌を読むのを主とし、毎週の課外閲読時間は暫定的に 1~2 時間とする。高校 3 年次にはまた「人民日報」を読ませても良い。
条件が揃った学校は時事ニュースを聞かせても良いが、毎週の時間は 1 時間を越えてはならない。
3. 毎週 1 時間の時事政策課は、教師によって時事手冊の中の半月分の時事述評欄の文章を参考にして、半月毎あるいは 1 ヶ月毎に、教室で系統的に分かりやすく 1 回講義するようもともと定めている。教室での授業時間が余れば、教師は生徒に上記規定の課外閲読の雑誌の要点や閲読方法を指示する。教師は生徒が提出する問題に解答を準備しなければならない。必要な時は現地の党政指導機関に人を学校に派遣して、問題の解答あるいは時事報告をしてくれるよう要請できる。学習を推進するために、定期的か不定期に時事テストを行ってもよい。テストの問題は生徒の程度に合わせ、難解なものやめったに使わないものは避ける。
4. 時事政策課は中学校・高校の重要な課程の一つであり、学校の行政指導上、必ず関心を持ち、重視しなければならない、かつ常にこの課程の教学改善工作に注意を払わなければならない。特に、この課を担当する教師は、政治理論、時事政策の学習と研究を強化し、かつ生徒の思想情況について常に理解を進め、時事政策課を生徒の思想情況と結びつけて行うことで、はじめて生徒の覚悟の水準を高め、得るべき効果を収めることができる。》
(教育部「關於中学時事政策課如何改進的指示」)

時事政策課は、政治課と並んで、中高生に対する思想政治教育の重要な手段であった。中国共産党が国内外の変転する政治情勢の中で、いかなる政權運営を行っているかを理解させるものである。これを通して、第 1 項にあるように愛国主義・国際主義の両思想を培うという。

第5節 大学進学予定者への思想教育

1954年4月6日、教育部・高等教育部は「高校卒業生に対して進学に関する思想教育を実施することに関する通知」(対高中卒業生進行關於升学的思想教育的通知)を發布、高校は大学進学予定の生徒たちに適切な進学指導を直ちに開始し、省・市の教育庁・文教庁(局)はそれを検査し督促するよう指示した。

「通知」によれば、ここ数年、大学の中途退学者が増え、国家建設のための高度人材の育成計画に齟齬を来している。その主な原因は「我々が高校生に対する経常的・系統的な進学指導に関する思想教育を実施していないので、彼らが国家建設の全面的需要を認識しておらず、かつ大学の学部学科専攻(系科專業)の設置と内容などの状況を理解していないことにある」と述べ、本年度から各地の高校は「進学指導教育」を卒業年次における思想教育の主要な内容の一つにするという。進学指導教育に関しては、次のように具体的に指示している。以下、関連部分の訳である。

《第一に、生徒に祖国の社会主義建設に参加するために進学するのだということを教育しなければならない。生徒に次の事を理解させる。すなわち、我々の祖国は既に偉大な社会主義改造、即ち社会主義革命の歴史的時期に入っている。この革命の任務は既に青年世代の身上に置かれており、生徒に自己の責任の光荣と重大さを感じさせ、祖国の政治に対して彼らの責任感を激発し、彼らが社会主義と共産主義を実現することを自己の崇高な生活理想とするよう培う。同時に、生徒に次の事を理解させなければならない。すなわち、大学に進学して学習するのは、自分を社会主義建設事業に奉仕し、体格健全で、祖国を熱愛し、また一定水準のマルクス・レーニン主義思想を有し、先進的な科学技術を掌握した専門建設人材に育成するためである。これによって進学の目的を明確にさせよ。進学問題を個人の<名誉>や<地位>を初めに考えるブルジョア階級の思想を適切に批判すること。

第二に、生徒に国家の社会主義建設事業に対する全面的認識を持たせなければならない。生徒に次の事を理解させる。すなわち、大学の募集計画は国家の過渡期の総路線・総任務と第1次5カ年計画の基本任務に基づいて制定されたものであり、それは社会主義建設が計画的で発展に応じた要求を有することを現している。これにより、各学部学科専攻が育成する人材は相互に密接に関連して調整されたものであり、すべて国家が社会主義建設を進めるのに欠くべからざるものである。今年、全国大学で9万人余を募集する計画である。そのうち工科が募集生総数の37.42%を占める。師範は約27.6%を占め、医科は約10.17%を占める。また理科は約6.34%を占め、農科は約3.64%を占め、林科は約1.06%を占める。また文科は約7.86%を占め、財經は約2.17%を占める。政法は約2.12%を占め、体育は約1.1%を占め、芸術は約0.43%を占める。この比率は国家の社会主義建設の各方面の要求を體現している。各科の募集数は異なるが、全て計画の中で規定され、全て緊密につながり、全て欠くべからざるものである。ある生徒は工業建設の人材だけが重要であり、その他の人材は重要でないか或いは無くてもよいというような偏った認識をして

いる。これは解説しなければならない。

第三に、生徒に社会主義の労働観点を確立しなければならない。生徒に次の事を理解させる。すなわち、社会主義は大勢の人民の労働が創造するものである。社会主義を建設するためには、一切の労働はみな栄光あるものである。社会的職業はただ労働上の分担（分工）であるにすぎず、他との間にどのような高低貴賤の別はない。ただ搾取に寄生する生活は恥すべきである。同時に、社会主義の崇高な原則とは、「各自その才能を尽くし、勞して報酬を得ること」（各尽所能、按勞取酬）であると指摘しなければならない。また自分の職業を考えると「勞少なくて、得るものが多いこと」（少勞多獲）を目指したり、肉体労働を軽視する観点、および苦難を恐れ、煩わしさを厭い、困難を恐れる考え方は間違っていると指摘せよ。もし生徒が苦難を恐れ、煩わしさを厭い、地質採鉱を学ぶのを希望せず、或いは師範や政治法律を学ぶのを希望しない等の誤った思想があれば、適切に批判しなければならない。

第四に、生徒に国家建設事業の需要に基づき、個人的条件を考慮し、实事求是的に受験志望を選択するよう教育しなければならない。生徒に次の事を理解させる。すなわち、国家建設の需要に基づき、個人の具体的条件（学科成績、健康条件）と結びつけて、实事求是的に志望を選択することだけが正しいことである。国家の需要を考慮せず、或いは個人的条件を離れて、盲目的に自己の進学志望を選択するのは、すべて実際と合わない。一般的に言えば、青年学生は自己の興味と愛好を持たなければならないが、個人の志望と国家の需要に矛盾が発生するときには、自覚的に国家の需要に従わなければならない。更に、個人の興味と愛好は実際の学習と仕事の中で次第に培われるものである。》

（教育部・高等教育部「対高中卒業生進行關於升学的思想教育的通知」）

すなわち、進学指導教育とは大学進学前オリエンテーションと言えるが、その目的は、高校3年生に大学で専攻を選ぶ際に国家の需要を最も重視し、一旦選択したからには中途退学せず、国家有為の人材になるよう努力するという心得を持たせることである。大学生になるとは国家建設事業に尽力することであるという使命感を持たせ、その社会的使命の前では個人的志望と異なる専攻に採用されても甘受しなければならないと説得するためであり、志望していない専攻に採用された大学生に高い志を持たせて、学業に専念させるためのものである。この進学指導教育の成否はかなり重要であり、これが巧く行かなければ、必要とされる各専門的人材の総量を満たすことができなくなるからである。新中国政府はこれを重大問題と認識していたのである。

「通知」は、必ずしも生徒の志望を叶えることができない場合もあるので、あらかじめ生徒に事情を納得させるために、座談、大学参観、大学生との交流会、晩会などを実施して、無理やりに押し付ける方法を取らないよう指示している。特に、地質、採鉱、土木建築、ロシア語、師範などの人材需要について十分に説明するよう求めている。これらの分野で人材が不足していたと思われる。

また、進学指導教育は3段階で実施するよう指示している。即ち、第1段階（受験以前）で

は、国家の建設需要を宣伝し、大学の専門学科の設置状況を解説し、生徒が志望を正確に選択できるようにする。第2段階（受験後、合格発表前）では、国家の国家分配（国家による職場配属）に従うよう教育する以外に、適度に休養させて新しい学生生活を迎えさせるようにする。第3段階（合格発表から入学前）では、生徒に国家分配を受け入れ、あらゆる困難を克服するよう励ますという。この進学指導教育は大学受験制度や大学卒業後の国家分配制度を支えるという重要な役割を果たすのである。

第6節 中学校・高校の思想政治教育に関する指示

1954年4月8日、政務院（のち国務院）は「中学教育の改革と発展に関する指示」（關於改進と発展中学教育的指示）を第212次政務会議で通過させた（以下、「54年中学教育指示」と略す）。1949年10月新中国成立から4年が経過していた。この4年間に中学校・高校は大きな成果をあげた。「54年中学教育指示」は冒頭でその成果を強調している。すなわち、全国中等学校の在校生数は1949年に比べ、53年は185%増であった。その中の労働者・農民の子女（工農子女）の比率は57.3%に達し、女子生徒数も増加を続けている。学校教育の中で労働者階級の思想が主導的地位を占めるようになり、教師の思想も著しく進歩した。だが、次のような問題を指摘する。

- ①高校は十分に合格点を付けてよい学生を大学に送り出していない。
- ②学生の政治的覚悟と文化水準は十分に高くなく、体質も十分に健康ではない。
- ③教学計画と教材はまだ实际情况に十分に適合していない。
- ④教師の数が不足し、質も十分に高くない。
- ⑤学校の指導的人材（領導骨干）はまだ不足し、学校の政治思想工作はまだ遅れている。
- ⑥教師を団結させる工作に対して注意が不十分である。

そして、「これらの欠点と過ちを産み出す原因は、主に教育行政指導機関による中学校・高校教育（中学教育）の政治思想指導が薄弱だからであり、中学校・高校教育の性質と任務を明確にしていないからである。特に重大なのは、労働教育を軽視し、旧社会の学校教育の中で流行していた体力労働と労働者・農民を軽視する搾取階級の思想に対して、系統的な深い批判をしていない。これが原則的錯誤である」と述べた。つまり、旧社会の搾取階級の思想が教員・学生間に残存しており、中学校・高校教育の教学改革はなお一層進められねばならないとして、3つの指示を与えている。

- ①中学校・高校教育は、社会主義思想を教育し、政治的覚悟と文化教養と健康な体質を備えた者を育成することを目的とする。中学校・高校の卒業生は、国家の需要に基づく進学者以外は、工業・農業の生産労働や他の建設工作に積極的に従事しなければならない。
- ②中学校・高校教育は、当面は高校（高級中学）を重点的に発展させる。
- ③中学校・高校教育は、学生の健康な体質作りを蔑ろにせず、「政治思想教育」（原文のまま）に偏向せず、「科学知識教育」にも偏向してはならない。全てをバランスよく配分して、学生の全面的発展を促進しなければならない。そのために「政治思想教育」、「科学知識教育」、

「体育衛生教育」という各教育分野について改善すべき点がある。

このように指摘した後、③について更に詳しい指示を与えている。それは中学校・高校にかなり深い影響を与えるものであったと思われる。以下、その部分の訳である。

《1. 政治思想教育の任務は、社会主義的政治方向を樹立し、弁証法的唯物論の世界観の基礎および共産主義の道徳を培養することである。このために中学校・高校では労働者階級の思想の指導的地位を強固にし、社会主義思想を増強し、ブルジョア階級の思想を徹底的に批判し、かつ封建的・買辦的・ファシズム的思想の残滓を継続して肅清しなければならない。

政治思想教育は、学生の現在の思想情況に基づいて、「祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、公共財産を愛護する」という国民道徳を努力して培い、かつ集体主義の精神、自覚的な紀律および勇敢、謙遜、誠実、節儉、質朴などの品質を注意して培わなければならない。目下、特に愛国主義教育、労働教育、自覚紀律教育を強化しなければならない。

愛国主義教育に関しては、学生に祖国に対する熱愛と祖国の社会主義建設事業に献身する自発性を培い、国家観念を強化し、個人の利益は国家の利益に服従するという観念を樹立しなければならない。愛国主義教育を進めると同時に、国際主義の精神を注意深く培わなければならない。

労働教育に関しては、学生に社会主義の労働観点を培い、まさに労働は光栄なる事業であると見なし、労働を愛し、労働に対して自覚的に積極的態度を取るようしなければならない。「体力労働」を軽視したり、工業・農業の体力労働者を軽視したりするという錯誤思想を是正する。学校教育の中で室内授業（課堂教学）に、学生にもできるような教育意義のある体力労働を適度に配合しなければならない。

自覚紀律教育に関しては、学生が自覚と積極性をもって学習し、自覚的に学校規則を遵守し、教師を尊敬し、学校の財物を愛護し、学校秩序を維持し、集体利益を尊重し、かつ社会秩序と国家の法律を遵守する思想を培う。目下、多くの学校の中の紀律のゆるんでいる現象は必ず真剣に克服されなければならない。

政治思想教育は、主として教師によって、課内の各教科や課外の各活動を通して実施される。このために課内課外において、青年の特徴に基づき、正面から積極的に社会主義思想によって学生を武装させなければならない。説得（説服）は政治思想教育の基本方法である。学生の良い行為に対しては表彰し鼓舞しなければならない。学生の誤った思想行為に対しては、我流を放任せず、また単純で粗暴な方式で処理せず、諄々と善導し、覚悟を啓発し、適当に批判し、彼らが努力して改まるのを支援しなければならない。もし適当に処罰する必要がある時には、また教育的補助の方法を行い、かつ懲罰主義に偏向するのを注意深く防止しなければならない。青年団や少年先鋒隊は学校の政治思想教育の実施に協力しなければならない。

2. 教学を改善し、先進的科学知識で学生に武装させよ。これには先ず教師に努力して

教材を研究し、自分の学科の教学目的、思想内容、科学内容を深く理解して掌握し、相応に教学方法を改善するよう要求し、かくして正確に系統的に教学を実施するよう求める。これ即ち教師が努力して学習し、自己の思想水準を高め、逐次弁証法的唯物論と史的唯物論の観点と理論を實際と関係づける方法を運用して授業を行い、かつ屋内授業で注意深く政治思想教育を貫徹することを要求する。また、これは教師が適当に国家建設に関する實際の材料を収集して採用し、教学内容を充実させ、かつ条件を創造し、教具を作り、「具体的事物を提示して学生の観察力を養い、比較・分析・総合・抽象などの思考活動をさせる教学方法（直観教学）を実施し、学生がよく実験し参観して学んだ知識を強固にし、運用の練習ができるようにすることを要求する。教学においては、理論が實際から離脱してしまった教条主義や形式主義の病弊を注意深く克服しなければならない。

中学校・高校の教学工作を改善するには、必ずソ連の先進的教育理論と教育経験を学習し吸収しなければならない。ソ連の先進的经验を学習するには、その実質を注意深く理解し、それを中国の实际情况と巧く結合させなければならない。学校の指導幹部は教師が徐々に教学工作を改善するよう巧みに指導し、消極的な保守にも反対し、また盲目的に進むことにも反対せよ。各学科の教師グループ（教学小组）に対して指導を強化しなければならない。

教学の質を高めるために、教育部は国家過渡期の総任務と中学校・高校の教育目的に基づいて、弁証法的唯物論と史的唯物論の観点と理論を實際と関係付ける方法を以て、更に計画的に中等学校の教学計画を修訂し、教学大綱と教科書を改訂し、かつ教師のために教学指導書を編纂する。これが目下の学校教育の質を高める最も基本的な工作である。

3. 健康教育に注意し、学生の体質を増強する。これは全面的発展の教育にとって不可分の内容の一つである。現在の学生の健康状況は十分に良くはないので、全ての教育工作者が十分に重視するよう注意を喚起しなければならない。各級の教育行政指導機関は各級の学校による中央人民政府政務院の「各級学校の学生の健康状況を改善することに関する決定」の執行状況を検査し、かつ学校が教師と学生の健康を軽視する偏向を是正してこの「決定」を誠実に執行するよう督促指導し、有効な方法で教師と学生の健康を積極的に改善しなければならない。学生の学業負担を軽減するために、中央教育部は計画的に適当に教材を精選して簡素にしなければならない。>

（政務院「關於改進和發展中学教育的指示」）

以上、政務院は中学校・高校教育における「政治思想教育」の強化策を打ち出した。また、全国学校に各教科の教学内容の改革と、教師・学生の健康状態の改善を指示した。この指示に基づいて、学校の管理層や教師はすぐに行動を開始したことであろう。中等教育改革にとって一つの節目であったと思われる。

第7節 中学生守則の制定（1955年）

「55年小学生守則指示」の発布とほぼ同時、1955年5月13日、教育部は「中学生守則を実施することに関する指示」（關於実施＜中学生守則＞的指示）18条を発布した（以下、「55年中学生守則指示」と略す）。なお、「中学生」は＜中高生＞と訳すことにしたい。以下、全訳である。

中学生守則

1. 努力して学習し、身体を良くし、勉強を良くし、品行を良くして、祖国のため人民のために服務する準備をする。
2. 国旗を尊敬し、祖国と人民の指導者を熱愛する。
3. 学校の規則を遵守し、校長や教師の教導に従う。
4. 時間通りに登校し、時間通りに授業に出る。遅刻せず、早退せず、勝手に欠席せず。
5. 毎日学校の授業で使用する書籍・用具を揃えなければならない。授業前に授業で使用する物をきちんと準備しなければならない。
6. 授業の時、端正に座り、熱心に講義を聴き、勝手に話したり、他の事をしたりしてはならない。教室の出入りには教師の許可を得なければならない。
7. 教師の質問に答えるときは起立し、教師の許可を得て着席する。教師に質問する時はまず手を挙げる。
8. 懸命に自習し、各教科の宿題（作業）はすべて自分で時間通りに完成させる。
9. 校長、教師を敬い、授業の初めと終わりに起立して敬意を表わさなければならない学校外で校長、教師に会えば、礼をしなければならない。
10. 同級生には誠心と友情をもち、相互に団結しなければならない。
11. 父母を敬い、兄弟姉妹を愛護し、家では手伝う。
12. 年長を敬い、老人を敬い、小さな子どもを愛護し、体が弱く病気のある人を思いやる。彼らに車上では席を譲り、路上では道を譲らなければならない。
13. 人には心から親しみ、謙虚で、礼儀を弁えなければならない。嘘を言わず、人を罵らず、喧嘩せず。他人の工作や学習や睡眠を妨げず。
14. 吸煙せず、飲酒せず、賭博せず。勝手に他人の物を取らず。自分や他人にとって有害な事をせず。
15. 積極的に身体を鍛錬する。身体、衣服、居室や公共の場所の清潔衛生を保つ。
16. 公共の秩序を遵守し、公共の財物を愛護する。
17. クラスや学校の榮譽を愛護する。
18. 学生証を携帯し、注意深く保存する。

（教育部「關於実施＜中学生守則＞的指示」）

「55年中学生守則指示」は、この中学生守則を公布するに当たって「各地区が自ら制定し

試行していた中学生守則は一律廃棄する。少数民族地区では、別途制定する必要があるれば、当地の教育行政部門が立案し、教育部に報告して承認された後、実施すること」と述べる。すなわち、各地方の定めた既存の守則を廃棄させて、ここに全国一律の中学生守則を誕生させたのである。思想政治教育にとって大きな進展であると言えるだろう。

ところで、この中学生守則を基準として、中高生の日常行動に成績が付けられることになった。「55 年中学生守則指示」第 9 項には成績評価の方法を次のように述べている。

以下、その部分の訳である。

《学生の操行の成績評定は本守則に依拠しなければならない。クラス担任とそのクラスの教師によって学生の日頃の行為は常に審査され、每学期終了時に評定される。学生の操行を成績評定する時には、必ず学生の行為の発展状況の客観的事実に基づいて行い、ゆる過ぎても厳しすぎてもいけない。条件が整った学校では、5 段階評価法（五級記分法）を取ることができる。各省・市の教育庁・局は学校の具体的状況を見て、重点的に順序立てて施行するのが良い。一斉に全面的に展開する必要はない。評価基準は以下のように規定する。

1. 学生の学校内外の行為が守則の要求に達していれば、5 点（五分）とする。
2. 明らかに守則に違反する行為があれば、4 点（四分）とする。第 1 学期に 4 点と評価された学生がもし第 2 学期の教育指導後に改まれば 5 点を与えるべきである。もし第 2 学期にまだ改まらなければ、校務会議で慎重に議論して決定し、校長が承認して、3 点（三分）に落としてよい。3 点と評価された学生については、彼に除籍する可能性があるという警告を発し、彼の家長に通知しなければならない。
3. 守則違反が重大であれば、校務会議で慎重に議論して決定し、校長の承認を経て、3 点とする。第 1 学期に 3 点と評価された学生が、もし第 2 学期の教育指導後に改まれば、具体的状況に基づき、4 点或いは 5 点とすべきである。もし第 2 学期の数回の教育指導でも依然として改悛しなければ、校務会議で慎重に議論して決定し、校長が省・市の教育庁・局に報告し、その承認を得て、2 点（二分）をつけ、かつ除籍を宣告する。

学期終了ごとに、上述の基準で学生の操行を成績評定する以外に、必ず学生の日頃の行為に基づいて批評を与え、さらに教育指導では学生に、彼らの長所と短所及び今後の努力の方向を指摘する。》（同上）

以上、中学生守則においても、小学生守則と同様に、賞罰が規定された。小学生では優秀者に賞状を与え、重大な違反者を除籍するという単純な賞罰方式であったが、中高生では操行の成績が評定され、成績不良者は除籍となる。除籍に関しては、省・市の教育庁・局の承認が必要など、かなり慎重な手順が指示されている。操行の成績評価によって除籍に到ることは稀であったと思われる。ともあれ、成績評定がなされることで、中学生守則は厳格に遵守すべき行為規範となった。もはや単なる注意事項とは言えない。

小学生守則・中学生守則に関しては、全国の小学校では児童がよく理解できるように丁寧に内容が解説され、中学校では毎週月曜日の全校朝礼で違反者の例をあげて注意が与えられた。だが、高校では特に説明はなされなかった。高校生には自発的な遵守が期待されたのであろう。

このように、最初の小学生守則は 20 条、中学生守則は 18 条という長文であった。だが、これ以後、幾度も修訂されるが、そのたびに短く簡略化されていく。守則のような簡便な行為規範では教育効果が期待できなくなったのだろうか。守則は次第に重視されなくなっていったのである。

むすび—教育における政治的中立性について

新中国初期は、中国共産党の歴史認識によれば、中国革命が新民主主義革命の段階から社会主義革命の段階に進んだ入り口である。いかにして社会体制を社会主義に変革するか、土地改革をいかに進めるか、残存する国内の反革命・反動的分子をいかに鎮圧するか（反革命鎮圧運動）、国外の帝国主義やその手先となっている宗教団体といかに戦うか（「抗美援朝」運動やキリスト教団に対する政策）、政府機関の国家公務員や商工業の企業に蔓延する悪質な犯罪と気風（汚職、浪費、官僚主義など）をいかに撲滅するか（「三反」「五反」運動）、知識分子の思想改造をいかに進めるか、という難題に取り組んだ時期である。

このような社会変革の初期において、青少年に対する思想政治教育も開始された。それは教育変革の一環であった。しかし、思うに、人間の思想を変えるのは容易ではない。短期間では難しく、かなり長期にわたる取組みになるであろう。時代は刻々と変化しており、青少年の意識も変化している。各時代の政治思想的・道徳的な問題に対応するために、時代が進むにつれ、思想政治教育の内容は多彩になっていったのである。

現在、中国における思想工作ないしは思想政治教育の歴史研究は数多く、次代の思想政治教育の教師養成も大学・大学院の正規課程で始まっている。この教育分野は拡充している。戦後日本の教育基本法では、教育における政治的中立性および宗教的中立性が完全ではないにしても一応遵守されてきたが、これに比べると、中国の教育には初めから政治的中立性や宗教的中立性はない。思想政治教育はマルクス主義哲学、毛沢東思想等々を中核とする教育である。すなわち、マルクス主義哲学を絶対化し、その世界観・価値観・人生観（三観教育）と無神論教育を行っている。ある思想体系を絶対化すれば、「それとは違うもの」は「それを否定するもの」であり、抹消すべき対象となってしまうのではないか。青少年の精神的成長にとって、このような「三観教育」と無神論教育はどのような影響を与えるのだろうか。そこに危うさを感じてしまうのは、戦後日本の、価値の多様性を認める教育を受けた者の杞憂であろうか。

[注・引用文献]

1. 新編思想工作辞典編輯委員会編『新編思想工作辞典』中国経済出版社、1987 年、1 頁。なお、「党性」とは、王一秀主編『中国教育行政管理大詞典』（光明日報出版社、1991

年、651 頁) によれば、他の政党と異なる中国共産党の性格を指す。中国共産党は労働者階級の先鋒隊であり、人民の利益を代表し、社会主義事業を指導する中心的存在である。従って、党の性格として、①マルクス主義・毛沢東思想を行動指針とし、②党の綱領を堅持し、共産主義のために徹底的に闘争する決心をし、③私心を去り、全身全霊、人民に服務し、④厳格な規律と思想上政治上の高度な統一を有し、⑤大衆と連携し、大衆路線を堅持して、自己の欠点・錯誤を認め改正する勇気をもつ、と説明されている。

2. 王一秀主編『中国教育行政管理大詞典』光明日報出版社、1991 年、85 頁
3. 王瑞璞主編『新時期思想政治工作理論と実践大典』上巻、国家行政学院出版社、2000 年、48 頁
4. 同上書、48・49 頁
5. 同上書、50 頁
6. 天兒慧『中国一溶変する社会主義大国』東京大学出版会、1992 年、39～41 頁、参照。
7. 文中の「民衆教育館」は民国初期に各省に 10 ヶ所余設置された社会教育施設である。1939 年、中国共産党の陝甘寧辺区政府もこれを設立し、40 年に「民衆教育館組織規程」を發布した。文盲のために識字教育、政治・科学知識の宣伝、衛生の普及、迷信の排除、娯楽活動などを実施した。1947 年当時、全国に 1391 ヶ所に達した。『教育大辞典』上海教育出版社、1998 年、1095・1096 頁、参照
8. 倪忠文主編『中華人民共和国建国史手冊』新華出版社、1989 年、116 頁
9. 新編思想政治工作辞典編輯委員会編、前掲書、172・173 頁
10. 『教育管理辞典』第三版、湖南出版社、2005 年、400 頁、参照
11. 『教育大辞典』上海教育出版社、1998 年、1475 頁
12. 『教育管理辞典』第三版、湖南出版社、2005 年、400 頁
13. 同上書、401 頁、参照
14. 同上書、402 頁、参照
15. 熊明安主編『中国近現代教学改革史』重慶出版社、1999 年、177 頁
16. 顧明遠主編『教育大辞典』上海教育出版社、1998 年
17. 「五講四美三熱愛教育」とは、「講文明・講礼貌・講衛生・講秩序・講道德、および心靈美・語言美・行為美・環境美」、そして「熱愛祖国・熱愛社会主義・熱愛中国共産党」に関する教育の略称である。1980 年代にはじまり、共青团が中心になって全国的に普及した教育活動である。
18. 『中国教育年鑑 1949—1981』中国大百科全書出版社、1984 年、433 頁
19. 袁似瑤『中国革命常識講話』ハルビン、光華書店、1948 年 11 月

Ideological and Political Education in the early Modern China

Satomi SHIRATSUCHI

This is the paper on how was reformed Chinese educational system and how did ideological and political education of elementary and secondary schools by the Chinese Communist Party and their Government in the early time (1949—1956). They recognized the importance of such a education to bring up next generation of a Communist and many young supporters for them.

In elementary schools , they prescribed to teach children three things at 1952; a patriotic thought , five citizen's morals and to educate good natures of honesty , brave and so on to obey social rules.

They set the compulsory subject of "Politics" in secondary schools at 1950. Students began to learn the history of Chinese Revolution , the philosophy of Marxism and the thought of Mao ze-dong . The philosophy of Marxism is atheism. So their education denies any religious idea .

At 1951, the subject of "Politics" was separated three subject in consideration for difficulty of understanding ; "Common sense about China Revolution" for a third—grader, "Basic knowledge of social science" for a second-year and a first term of third—year high school student and "Common constitution" for a second term of third—year high school student .

At present, ideological and political education in China is strengthened more than at this early times.